

# 第102回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和3年3月3日(水曜日)

出席議員  (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中石嘉勝	書記	大上千佳
	書記	橋本倫法		
説明のため出席 した者の職氏名  (10名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	企画防災課長	服部憲靖	住民課長	山田裕彦
	健康福祉課長	福本秀基	農林振興課長	松阪鉄矢
	建設課長	重崎勇人	教育課長	宇多雅弘
<p>〈備考〉  午前出席者・・・町長 副町長 教育長 総務課長 住民課長 健康福祉課長 建設課長  午後出席者・・・町長 副町長 教育長 総務課長 企画防災課長 健康福祉課長 農林振興課長 建設課長 教育課長  委員会室待機  ■午前  企画防災課長 税務課長 高年介護課長 農林振興課長 農林振興課特命参事 商工観光課長  上下水道課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 教育課長 生涯学習課長  ■午後  税務課長 住民課長 高年介護課長 農林振興課特命参事 商工観光課長 上下水道課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 生涯学習課長</p>				
欠席者  (名)				
遅刻者  (名)				
早退者  (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第1．一般質問

---

午前10時00分 開議

議長（石堂 基君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、誠に御苦労さまです。

今朝方から、急に冷え込みまして、家の近くでは少し白くなる所も、実はありました。

少し膨らみ始めた梅のつぼみですけれども、びっくりしたような様子で、今朝を迎えております。

日中には、少し、日が差し、暖くなる予定ではありますけれども、まだ、週末にかけて天候が下り坂になるということで、くれぐれも皆さんにおかれましては、お体のほうをご自愛をいただきたいと思っております。

それでは、ただ今より始めさせていただきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、直ちに日程に入りますが、議員席の一部変更等について報告します。

議会でも新型コロナウイルス感染防止対策を実施しています。議場における3密を避ける取り組みとして議員席の間隔を広く取り、仮設席を設け、3人席の岡本安夫議員と千種議員に席の変更をお願いをしています。

また、当局についても、説明職員の出席を最少人数とし、間隔を広げて着席いただいております。議場内では原則マスクの着用をお願いしておりますので、ご理解をお願いします。

なお、質問席並びに答弁席にはアクリル板を設置し、飛沫の飛散防止対策を行っております。発言者並びに答弁者のマスクの着用については、各自の判断で対応をお願いします。

また、アクリル板、交代時のマイクの消毒等に若干時間を取りますので、その旨を事前にご了承いただきたいと思っております。

それでは、日程に入ります。

---

### 日程第1．一般質問

議長（石堂 基君） 日程第1は、一般質問であります。

8名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次、指名します。

まず初めに、8番、岡本義次議員の発言を許可します。

〔8番 岡本義次君 登壇〕

8番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。8番議席、岡本義次でございます。よろしくお願いたします。

梅一輪一輪ほどの暖かさということで、梅の花も開花しておりますけれども、寒くなったり暖かくなったりしながら、三寒四温で春がやってきております。

今、全国的にコロナウイルスが猛威をふるってござりまして、世界中を震撼させております。多いところはアメリカでも2,866万の方が、そして51万の方が亡くなったり、インド

でも 1,112 万、15 万人が亡くなり、ブラジルでも 1,058 万の 25 万の方が亡くなっており  
ます。

国では、43 万、4,203 人の方がかかり、8,026 人の方が亡くなっております。

兵庫県では 1 万 8,033 人の方、そして、亡くなった方が 541 人となっております。

佐用におきましては、14 人の方で推移しておりますが、14 人というのは、今までの累計  
でありまして、そのかかった、若い人は、すぐ…。

議長（石堂 基君） 恐れ入ります。岡本議員、通告をいただいている一般質問に入って  
いただきたいと思います。

8 番（岡本義次君） コロナワクチンのこと言おうとしておるんで、これ関係しており  
ますやないの。何言うってんや。

ですから、佐用も 14 人の方がかかっておりますが、その全部の方がかかって病院へ入っ  
ておるといふんじゃないやなくて、今までの累計として掲載されておりますんで、町民の方は、  
分からない方がありますので、そこらへんは、やっぱり、こういう場を通じて、皆さんに  
お示しいうのか、お知らせしておかないといけないと思います。

では、新型コロナウイルス感染症対策はできているのかということで、問わせていただ  
きます。

国はワクチンが海外から入り次第、市町村に配布し、ひたすらに打っていくと言ってお  
ります。

1 つ、対象者への通知はどのようにし、どういう人からワクチンを打っていくのでしょ  
うか。このことにつきましても、私が、この一般質問を出した後、町長が全員協議会で申  
されまして、このことが後先になっておりますんですが、町民の方、分からない方もあり  
ますんで、それは、私たちと同じように、丁寧に説明をしていただきたいと思います。

1 つ、予約の確認はどうするのでしょうか。

1 つ、配送と保管はどうするのでしょうか。

1 つ、会場設営はできておりますか。

1 つ、医師や看護師の確保はできておるのでしょうか。

1 つ、接種時のトラブル対応は誰がするのでしょうか。

1 つ、副作用情報の把握は誰がするのでしょうか。例えば、アレルギーとかが出た場合  
です。

それから、1 つ、役場に新型コロナワクチン接種対策室を設置したが、生涯学習の情報  
センター会議室のほうがいいのではないかと。最終的には本務と兼務の人員は何人になるの  
でしょうか。

1 つ、町内、家にいる方は連絡はつくと思いますが、長期出張とか町外に出られて連絡  
がつかない場合はどうするのでしょうか。このことについて、質問いたします。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。

今議会、8 名の議員の方から一般質問の通告をいただいております。今日、明日にかけ  
まして、それぞれお答えをさせていただきますけれども、どうぞよろしく願いいたしま  
す。

まず、最初の岡本議員からの新型コロナウイルスの感染症対策についてのご質問であります。緊急事態宣言も2月末で解除をされました。私たちの西播磨、龍野健康福祉事務所管内におきましては、このところ新たな感染者が、ずっと確認はされておりましたが、しかし、全国的には、まだまだあちこちで感染が続いております。町民の皆さん方も、まだまだ十分に感染の防止対策、それを十分気をつけていただきながら、生活をしていただきたいと思っております。

ただ、病気は当然、コロナウイルスだけではありません。やはり、いろいろな病、病気がありますので、天候も非常に春らしくなってきました。やはり、日頃から、外にも出ていただいて、運動をして、十分に自分の体、体調管理をして、健康づくり、これが一番大事だと思いますので、そういう面で健康づくりに努めていただきますように、どうぞよろしくお願いいたしますと思っております。

それでは、岡本議員の質問に対しまして、まず、新型コロナウイルスのワクチンの問題でございますが、4月から65歳以上の方への接種が予定をされておりましたけれども、ワクチンの製造が、世界的な、この需要に追いつかないというようなこともあり、計画通り日本に入って来ないという状況になっておまして、当初のスケジュールからは、かなり遅れるというようなことが先日、公表をされております。

町におきましては、国からの詳細なスケジュールが、今、示されていない中で、国の指示によるワクチン接種に対応できるように、現在、準備を進めているところでございます。

今日の岡本議員からの質問に対するお答えにおいても、このワクチンの接種、非常に、まだまだ不確定な要素が多いために、現段階での考え方や取り組みをお答えをさせていただきますけれども、今後のワクチンの供給状況によって、また、変更になる可能性が非常に高いということ、そのこともお含みをいただきたいと思います。

マスコミ報道のとおり、現在、新型コロナウイルス感染症対策として、アメリカのファイザー社製のコロナウイルスワクチンが日本で承認をされて、2月から医療従事者等への接種が開始をされております。

町におきましては、2月初めに新型コロナワクチン接種対策室を設置をして、国が示しているスケジュールに対応できるように、準備を進めているところでございます。

ワクチン接種は、さよう文化情報センター、佐用共立病院、佐用中央病院の3会場で集団接種によって実施をする予定でございます。

特に65歳以上の方への接種については、接種会場が3か所であるため、送迎バスの運行を計画をいたしております。そのため、2月に65歳以上の方全員、これは、対象者が町内約7,000人ございますが、ワクチン接種及び送迎バス利用の意向調査を行いました。2月末の回収率は93%で、未回答の方につきましては、電話等で確認作業を、今後、進める予定でございます。

それでは、ご質問に沿って、順次、お答えをさせていただきます。

まず、1点目、対象者への通知はどのようにし、どういう人からワクチンを打っていくのかということですが、対象者の方へは町から無料のワクチン接種券を送付いたします。65歳以上の方へは、接種意向調査で「接種希望あり」と回答をされた方へ、今月中に接種券と接種会場、接種日時を指定して通知をいたします。その際に「送迎希望あり」との回答をされた方へは、送迎バスの利用時間もあわせて通知をいたします。

ワクチン接種の順位であります。まず、2月から3月にかけて医療従事者の方々へ先行して接種をされますが、これは県が実施をいたします。

次に、4月以降に65歳以上の方々、その後、基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳までの方、そして、最後に16歳以上の一般成人となる予定で事務を進めておりますが、国のワクチンの供給状況により、その内容が変更になる場合もあろうかと思

っております。

第2点目、予約の確認はどうするのかということでございますが、65歳以上の方と一般成人の方と予約方法が異なります。

65歳以上の方は、先ほど申しあげましたように意向調査により接種会場、接種日時を指定して通知をいたしますので、町民の方のほうから予約していただく必要はありません。ただ、指定した日の都合が悪い場合には、変更依頼のご連絡をいただくようになります。

一般成人の方は、送迎バスの運行はありませんので、接種券を受け取り、その後に町へ予約をしていただくこととなります。

次に、3点目の配送と保管はどうするのかということでありますが、ワクチンは県が委託した業者から町へ配送をされます。また、最初に予定されているファイザー社製のワクチンは、マイナス75度前後で保管をする必要がありますので、国から配給される冷凍庫で保管をし、それを接種会場へ必要数を移送をいたします。

次に4点目、会場設営はできているのかということでございますが、病院については、各病院で会場設営を依頼をしております。さよう文化情報センターにつきましては、まだ詳細な日程が決まっておりませんので、一応、予定の4月から6月頃まで、センターの会議室・リハーサル室等を優先して使えるようにいたしております。

次に、5点目の医師や看護師の確保はできているのかというご質問でございますが、佐用郡医師会に医師及び看護師について、協力を依頼をしております。病院については、各病院の医師や看護師に従事をしていただきます。

さよう文化情報センターについては、個人医院の医師と看護師に従事をしていただく予定です。その他、看護師が必要なところには、在宅看護師等の雇い上げで対応をしたいと考えております。

次に6点目、接種時のトラブル対応は誰がするのかと、7点目の副作用情報の把握は誰がするのかというご質問でございますが、関連しておりますので合わせてお答えをさせていただきます。

まず、接種時のトラブルというのは副反応と捉えてお答えをさせていただきますが、ワクチンの接種後、ごくまれに、この副反応につきましては、インフルエンザワクチンやほかのワクチン、薬などにおいても、当然、起こり得ることなのでありますけれども、アナフィラキシーと呼ばれる急激なアレルギー反応が起こる場合が、まれにあります。ワクチン接種後は約15分間程度の経過観察を行い、もし副反応が起これば、会場内の医師が応急処置に当たります。その後、状況に応じて病院と連携して診療を行っていただきます。

次に8点目の役場に新型コロナワクチン接種対策室を設置したが、生涯学習課の情報センター会議室のほうがいいのではないか。また、最終的に本務と兼務の人員は何人になるのかとのご質問でございますが、現在、健康福祉課内に新型コロナワクチン接種対策室を設置をし、健康増進室12名、企画防災課から2名、生涯学習課から2名、高年介護課から1名という職員の体制。総勢17名で構成をして、全て兼職をさせて、職務に当たらせております。

ワクチン接種対策室としての部屋は設置はしてありませんが、各自席で職務を行い、必要に応じて室内会議を開き、事務の調整も行っております。なお、ワクチン接種対策室長は、健康増進室長に兼務をさせております。

最後、9点目の長期出張とか連絡がつかない場合はどうするのかというご質問でございますが、まず、2月に実施した65歳以上の方への意向調査表の回答がない方については、電話等で確認をしております。連絡がつかない方については、自治会長さんや民生委員さんなどに状況をご協力いただいて、確認をさせていただくことも考えております。

接種については、4月から接種が始まる65歳以上の方へ接種券を3月中に郵送する予

定でございますが、接種の期間は令和4年2月28日までとなっておりますので、集団接種に間に合わない方は、その後の一般成人の接種時に受けていただくことも可能であるというふうに思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） 今、町長の説明の中で、まず、皆さんが兼務で自席からの仕事に従事するとおっしゃったんですけど、誰かは、やっぱり役場の情報センターの会議室で、ちょっと2、3人ぐらいはおって、その方が、いろいろ兼務された方に連絡取ったり、また、そういうやり取りされたりするほうがいいんじゃないか思うんですけど、そこらへんは、どんなでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） まだ、現在、接種についての準備の段階であります。

当然、それぞれの職員も、今現在、既に担当の仕事を持っております。それに加えて、健康増進室は、特に、いろんなまだ、ほかの健康に関係する職務を行っているわけです。この新型コロナウイルスについても、その言わば、職務の1つ、一環であります。

また、企画防災課の職員においても、そうした、これは災害として捉えて、対応しなきゃいけない。緊急時には、もっともっといろんな業務が重なるわけです。だから、そういう中で、この新型コロナウイルスに対する接種についても、その防災の観点からも、企画防災課の職員を兼務をさせておりますし、生涯学習課におきましては、そうした会場を、文化情報センターに設置をし、老人、特に高齢者の方の接種を、まず最初に行うと。これは、いろいろと年間行事として高齢者の方の送迎や高年大学、いろんな行事を行っております。そういうノウハウを持っています。そういう職員が、みんな協力して当たるということをやっております。

ですから、必要であれば、そうした部屋をつくるということも、当然、考えますけれども、今、しっかりとできるということなので、そういう点については、私に任せていただいて、議員のほうから、こうしたほうがいいという思いはあるかもしれませんが、それは責任を持って、業務をやらせていただいておりますから、それは任せていただきたいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） まだ、これから、そういう65歳以上の方にやっていく段階でございますので、当分は、そうやって町長のおっしゃるように、自分の仕事もしながらやっていくという、そういう方向でも、町長が、今、説明されたように、分かったわけでございますけれども、そして、その役場の情報センターの会場におきましては、いわゆる医師とか看

護師が、こちらへ派遣されて来るわけなんですけれど、その方たちは、どうなんでしょう。佐用の情報センターの、同じ人が、ずっとやってくるんでしょうか。そこらへんは、交替でやってくるのか、そこらへんの打合せはできておりますか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 町内には、そうした病院と医院がございます。

町内で、いろいろと診療活動、医療活動に当たっていただいているお医者さん、医師、また、看護師さん、当然、それは限られた人数ではありますが、その医師や看護師の皆さんの全体の協力の中で、計画的に、このワクチンの接種を行っていきたいということで、これは佐用郡医師会と協議をして、そういう計画を立てているわけです。

ですから、病院のほうは2会場、2つの病院でありますけれども、もう1か所、当然、文化情報センターに会場を設けます。そこには、そうした病院ではない、個人で医院を開業されている先生方が、この接種に当たっていただく。ただ、その医院においても、コロナだけが病気じゃないんです。先生方、それぞれみんな、それぞれの患者さんを診療されて、いろんな対応されております。ですから、今、町内の医院、8医院の先生、8人の先生方が交替で順番に時間をつくって、この接種に当たっていただく。ですから、当然、例えば、午前中は、自分の医院で診察に当たられ、午後から週1回、2回という形で、会場では2人の、その日は、接種日においては、先生方が問診をし、診察をして、そして、接種をするという順番になるわけですから、8人の先生がおられたら、2人体制であれば、大体先生が、1人が週1回、この接種に当たっていただくというようなスケジュールになります。そのへんは、十分に郡医師会とも連絡、協議をして進めておりますので、それは、そういうことで、安心をいただきたいと思えます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） 中央病院や共立病院は、大きくて、そこで対応できて、やっていくわけですが、佐用の情報センターの場合は、今、町長、おっしゃったように、ほかの8人の方が輪番制いうんか、自分とこのそういう患者さんを抱えて、そういう曖昧言うたらおかしいかも分かりませんが、順番を決めてやってきて対応されるということでございます。

大きな、岡尾医院とか、そういう病院もあるわけですが、小さな病院では、その看護師さんとかいうのが、それだけあるんかなという懸念、ちょっとありましたんで、そういうお尋ねをしたわけですが、

町長が、65歳以上の自分が運転できない方の、そういう送迎の、敬老会でやっていただいているような格好ですということは、自分が運転できない方は喜んでいらっしゃるんじゃないかと思えます。自分で運転できる方は、当然、自分が運転して、会場にやってこられるんでしょうけれど、そういうふうなことを、やっぱり取り入れて、少しでも皆さんが、ワクチンの接種をできるようにしていただいたいということは、いいことではなかったかと思っております。

ですから、そういう、各集落でバス停まで、大きな集落だったら2か所とか、そういう

ふうなことを設けて、そのバスをずっとやってきていただくわけでございますけれど、バスが入らないような集落で、その人が足腰が弱いとか、ちょっとそこまで行くのが大変じゃないというような方は、どのように集落の自治会長とやりとりをされておりますか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今回のワクチンの接種の計画につきましては、自治会長さん方にも、そうした形で接種をするということで、依頼をさせていただいております。

当然、一人一人の個人の状況によって、なかなか会場に来にくいという方もいらっしゃいます。ただ、そのために、町としてはできる限り、まずは、そうした送迎バスも計画的に運行する。それから、その送迎バスに乗車していただく、乗っていただく場所も、隔年に行っている敬老会なんかと比べても、乗っていただく箇所も増やして、できるだけ、そうした足腰が弱っておられる方も会場のほうへお越しいただけるように配慮をしております。

それ以上に、全く、足腰が悪いと、歩けないというような方については、当然、普通の病気、接種だけじゃなくって、日頃からも車椅子等で送迎をしたり、デイサービスに通われたり、そういうこともされている状況の中では、そうした町のさよさよサービスとか、そういうものも使っていただけるように、話をしております。

それから、自治会長さんや民生委員の方にも、そうしたことに対してのご配慮をお願いしたいということもお願いをしております。

ですから、それは、個人的に家へ行って接種するというわけにはいきませんので、ですから、できるだけ、そういう対応をする中で、それぞれの高齢者の方も、そういう接種に向けて、いろんな方にも相談をしていただければと思います。町に、まず、相談いただければ、必ず対応をさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） 町長が、そのようにおっしゃってしまして、大変ありがたいことなんですけれど、その自分がやっぱり、今まで車椅子なんかに乗って、デイサービスとか買い物なんかみえている方は、さよさよサービスなんかで、そのようにされておるわけなんですけれど、このたびも、マイクロバスに乗れない方については、そういうさよさよサービスの車を自治会長とか、前もって連絡し合いながらやっていただくと、こういうことなんです。それで、皆さん、安心できますからね。それは、いいことかと思いますが、それは、そのことについても事前に、その方に、何日に、そのさよさよ、自動車が行きますよということは、ちゃんと皆さんと自治会長と、その本人と、そういうことも、もうOKなのか、連絡は、ちゃんとしておるんですね。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今準備中であるということを、今、最初にお断りしております。

だから、最終的には、誰にも、そういうことで、受けていただけるような形にもって行きますけども、まずは、今、回答をいただいた中で、これから準備を、それぞれ通知をさせていただきますので、その都合が悪い、行けないという方については、連絡をいただくということをお願いいたします。

その形で、今度は、じゃあどうするかということで、日にちを決めたり、また、それぞれの個々の対応をしていくわけですね。最初から全て、そういう方も想定して、全部のことをしていたら、ほかの全体の一般的な方の計画が、なかなかできませんので、それは、この対策室のほうで、できるだけ、漏れなく接種が、受けたいという方ですよ。これは受けないという方、やはり1割ぐらいいらっしゃいます。ですから、受ける希望の方については、それができるようにいたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） 前に、役場から、こういう1つのワクチンのお示しというのか、いただいておりますが、これらも、やっぱりワクチンが入らないということで、若干、ずれたり変わったり変更しております。ですから、当然、そのワクチンが、ちゃんと入ってきて、全国にこういうふうに対応されるようになったらいいんですけど、今、新聞やテレビで見ますと、それが若干、遅れているような感じでございますので、やっぱり当然、変更も、次々出てくるんじゃないかと思っておりますので、そこらへんについては、私は、いつも言うんじゃないですけど、やっぱり2通り、3通りぐらいの1つのスケジュールを立てておいて、こうなった場合は、こういうふうに、こういうふうという1つの、やっぱり、それだけの構えをしておくと、これはコロナウイルスのことにつきまして、これ大災害と一緒にございまして、やっぱり人の命かかっておるということで、やっぱり慎重の上には、こういう1つのスケジュール的なものを、次、2通り、3通りぐらいいは立てて、対処していただきたいと思っております。

明るい見通しとしては、ファイザーワクチンが最初マイナス90℃とか、摂氏マイナス60℃であったんですが、今、マイナス25℃とか15℃ぐらいまで、ある程度緩和というんですか、そういうふうな、そんなにしなくてもいいような格好で、だんだん改良されてきておるんですけど、そういう明るい兆しもありますけれど、やはり、これは、私が言いましたように、日本だけじゃなくって、ワクチンそのものを外国から輸入して、していますので、それが、そのとおり入らないということでございまして、これは、やはり全部、世界的に関係したことでございまして、やはりそのことについても、今、町長がおっしゃったように、ひとつ十分、皆さん、町民の命を守っていただくという方向で、やっていただきたいと思っております。

それと、町長が、令和2年度でコロナ対策として、水道料金とか、ある程度、減免措置を取っていただいたり、商工会を通じて、そういう困った人に対しては、そういう措置を取っていただきましたけれど、今後、また、コロナで、対策で、金が下りてきた場合、それ、また、何らかの格好で、そういう助成的な措置は考えていらっしゃいますか。

議長（石堂 基君） 事前の通告の内容には含まれておりませんので。

8番（岡本義次君） いや、そやけどね、やっぱりコロナに対して、そういうことですね。

で、やっぱり町長としては、

議長（石堂 基君） 繰り返し申し上げます。岡本議員のほうから私のほうにいただいている事前通告の内容に含まれておりません。

当然のことながら、そのための答弁準備、答弁者等を配置しておりませんので、そのあたりは、お含みおきをいただきたいと思います。

8番（岡本義次君） やはりね、全部関連しておりますので、そういうふうに申し上げたんでありまして、町長は、今、そこで、そこまでは考えていないと言われれば、それで結構ですけど、少しでも町や村が、皆さん困っている方が、安心してできるように、今後、また、さらにしていただきたいということと、最後になりますけれど、コロナで亡くなった方のご冥福をお祈りすると同時に、コロナかかっている皆さんに、1日も早くワクチンで元気になっていただき、また、医療従事者、そして、インフラの方に大変お礼を申し上げたいと思います。

この件につきましては、以上といたします。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした、コロナにおける、いろんな方々が大きな影響を受けております。

ですから、今、議員が、そうした影響を受けておられる方々に対しての支援策、そういうことについて、どうなのかということで、町長が考えていないのなら、それでいいという話ですけども、考えていないことはありません。当然、考えておりますし、考えていかなければなりません。

ただ、今回のご質問については、コロナ感染症の対策、ワクチンについてのご質問ですから、その範囲内の中での答弁をさせていただいているということです。

また、そうした、今回のコロナ対策、引き続いて、まだまだ、この影響は大きいと思います。そうした経済対策等につきましては、その対策として、また、ご質問を別にいただければと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） そのように、やっぱり、今は、このワクチンの質問でしたけれど、やっぱり、そこまでも、先々、町長の頭の中で考えて、町や村が、ちょっとでも困らないような格好の中でしていただきたいということで、この件につきましては、これで終わりいたします。

次の2点目に入らせていただきます。

この2点目についても、この一般質問を、私が出してから後で、町長が全員協議会で申されましたことでありまして、後先になっていきますので、そこらへんは、ちょっと、1番のことにつきましても、一応、出しましたけれど、これもパスなのか、飛ばしまして、2番のほうから行かせてもらいます。

1月11日にも、そういう災害的な、水道が破裂したりしていますので、こういうふうなことになった場合は、すぐ町内にいる職員は、すぐ飛んできてくることができますが、遠い方は、ちょっと、そういう時間がかかりますんでいうようなことを、述べておるんですけど、3番から入らせていただきまして、正職員・再任用の町内にいらっしゃる人数と、町外からの人数は幾らぐらいですか。

1つ、保育園の保育士も正職員は何名ですか。また、非正規職員は何名ですか。

1つ、正職員と非正規職員の給料とかボーナスには、どれぐらいの差があるのでしょうか。

1つ、例えば、退職した人が6人あります。そして、それを補充するとすれば、新しく3人は一般からも公募して登用されて、あと、非正規職員からも、やはり半分ぐらいは登用してあげていただきたいということなんですけれど、そこらへんは、どんな状態になっているのでしょうか。そのことについて、お伺いいたします。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 岡本議員からの2点目のご質問、役場職員の採用についてという通告であります。

今、岡本議員のほうからは、私のほうが採用結果について、先般、全員協議会でご報告をさせていただきましたので、その質問の内容については、もう答弁をしなくてもいいというような感じで、質問しないというような、今、お話でありました。

一番、でも、今回の質問の、岡本議員の最初の、採用について、その質問通告を受けている内容というのが、やはり今回の質問の一番、岡本議員としての大事なところではないかと思うんですね。ですから、その点については、私も質問に対しましての答弁を、それは、用意させていただいておりますので、それは、させていただきます。

まず、採用問題について、どこからでも試験の申し込みがあり、受験できますが、第1次の学科、第2次の面接を終えた場合、町内、町外の方が、それぞれ、その1次試験を通った場合に、町内の方を優先して採用をしてもらいたいと、そういう質問であります。そうなっているのかということですが、岡本議員のそうした思いというのは、分かりますが、職員の採用につきましては、地方公務員法の規定に遵守していかなければなりません。そうした地方公務員法という法律に遵守するという認識、そのことを改めて、岡本議員もご認識をいただきたいと思います。

地方公務員法の第13条においては「平等取り扱いの原則」という規定があります。受験申し込みをした方に対しまして、平等に行っていかなければなりません。また、第15条におきましては、職員の任用の根本基準が定められており、受験成績の実証により行わなければなりませんので、町内の方を優先して採用するということではできません。

次に、2点目の1月11日に水道の凍結破裂事故等がありました。災害、地震、水害、火事等があれば町内の職員なら20分ほどで、すぐ出勤できるが、例えば、姫路やたつのからでは1時間以上かかる場所もあり、それらを、どう考えているかということについてでございますが、議員のおっしゃるとおり、私も職員は町内に居住してもらいたいと考えておりますが、家庭の事情等やむを得ずに町外から通勤している職員もおります。

緊急時の対応といたしましては、距離的に出勤まで時間がかかるのは当然でございますが、先般の漏水時においても、復旧まで長時間に及ぶ場合の交代要員として出勤させる等の対応も行っておりますし、水害等気象予報において事前に予測ができる場合には、早め

に出勤させるなどの工夫をすることで、町職員としての職責を果たせるように対応しております。

次に、3点目の正職員・再任用職員の町内の人数と、町外人数とは幾らぐらいになっているかということでございますが、まず、正職員につきましては、現在249人中、町内の居住者が204人、町外からの職員が45人となっております。再任用職員につきましては19人中、町内が18人、町外1人ということでございます。

次に、4点目の保育園の保育士も正職員は何名か。また、非正規職員は何名かということでございますが、正職員は37人、再任用職員が3人、非正規につきましては、保育補助員などパート職員も含めると57人ということになっております。

次に、5点目の正職員と非正規職員の給料、ボーナスはどれくらい差があるのかということでございますが、まず、基本給につきましては、経験年数によって変わってきますし、勤務時間も違いますので、正確に比較することは難しいわけではありますが、正職員につきましては、短大卒が月額16万100円で、園長クラスの最高は、現在39万3,000円となっております。非正規職員で、週35時間、フルタイムの職員の場合には、高卒1年目で13万1,961円から最高で17万3,600円となります。

ボーナスについては、今年度におきまして、正規職員は期末手当と勤勉手当を併せまして、年間基本給の4.45カ月を支給をしているのに対しまして、非正規職員は支給対象が週15時間以上の勤務をする職員といたしており、その職員の期末手当のみの支給といたしております。その場合の年間基本給の2.55カ月分を支給しております。

最後に、6点目の退職者6人があり、補充があるとすれば、3人は一般からと非正規職員から3人は採用とし、非正規職員にも、その正職員への道を開いてあげているのかという点についてでございますが、最初のご質問でもお答えをさせていただきましたとおり、職員の採用につきましては、地方公務員法の規定を遵守しなければなりません。

地方公務員法第13条の「平等取り扱いの原則」と、同じく第15条の「成績主義の原則」は、任用の根本基準でございます。

これに反して、非正規職員を優先的に採用することは、法令違反となり、できないわけではありますが、その道を開きしているわけではございません。職員採用試験はどなたでも等しく、門戸を開いておりますので、熱意のある方は応募していただきたいと思っておりますし、今年度の採用試験におきましても、これまで非正規職員として、勤務をしてくれた職員が、応募をし、試験を受けてくれて、採用をさせていただいております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） どう言うんですか、私は、一番最後の6番のことでも、一応、その非正規職員でも、やはり試験を通過して、どう言うんですか、その仕事に従事しております。

そういう方でも、ちょっと、話聞いたことあるんですけど、私たちは、いつも、こうやって非正規の中で、同じ仕事をしておるのにというようなことで、ちょっと、こぼされておるといふのか、ですから、私は、今、町長の言われた地方公務員法で、そういうふうになっておるといふことで、それは、やはり、そういう中で、平等の中で、町長の範囲の中で、自分が採っていくということでございますけれども、そういう勤務も、ちゃんと、保育士の資格も取って、同じ仕事をし、一生懸命やっておる人については、今、どう言うんですか、そういう中では、ある程度みてあげるべきじゃないかなと思うんですけど、

そこらへんは、町長は、今の公務員法で決まっておるで、そこらへんはできんというような言い方されるんですけど、ちょっと、そういう方にも、ある程度、道を開いてあげるほうがいいんじゃないかなという気持ちは、私はしますんですけど、そこらへんは、もう町長、これ全部、そういうことをせいと言うんじゃないで、やはり、そういう中に、一般からは、それは応募されて、試験通って、そういう方を優先して採りますということでございますけれど、そしたら、そういう方も、そういう試験を、もう1回受け直せと、こういうことなんですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、非正規という形で、勤めてくれる職員、それは、正規職員にはできないと、私が言っているわけではありません。

当然、これまでも、非正規職員として働いていても、受験をして、何人も正規職員になっております。

その非正規職員として働いて、勤めてくれている職員の中にも、やはり、それぞれの都合、家庭の都合等もあり、時間的にはフルタイムでは、なかなか働けない。だから、こういう勤め方をしたいという形で、非正規職員という形での勤務を希望されている方もあります。

ですから、岡本議員が言われるように、そういう希望があれば、優先して採ったらええがなど、これはできないということを言っているだけです。

ですから、今年の募集につきましても、保育士2名採用をさせていただきましたけれども、これは非正規職員が受験をして、そして、私は、その面接と最終的な試験を行っておりますけれども、それまで長年、どのような勤務、どのような勤務成績であったかということも、当然、その採用試験の中で、当然、私は、それを評価をして、採用を合格という形になりましたので、ですから、年齢的にも最近の募集については、これまでのように、新卒という、学校を出て、できるだけ早い時期、新卒採用という形だけではなくて、相当経験を積んだ方を採用もしていくという方法で、今年度についても、募集年齢を、相当上げました。そのことによって、そうした、これまで、子供が小さくて、フルタイムでは働けないというような形で、非正規職員として勤務をしていた職員も、子供が大きくなって、手が離れたから、フルタイムで働きたい。正規職員として働きたいという希望で、こうして、熱意を持って応募してくれておりますので、それは、やはり、そういう対応は、町としては、できる限りやっているということ。それは、十分にご認識をいただきたいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） それは、各人の事情によって、いわゆる子育て、今、しておるので、フルタイム働かないとか、また、親の調子が悪いので、ある程度、病院も連れて行ってあげんとあかんとかいうような方は、それは仕方がない場合がありますけれど、今、言われましたように、そういう手もかからんようになって、フルタイムで働きたいという方は、普段から園長が、この方は一生懸命やって、真面目で子供たちも、よく見てくれて、やっ

ぱり、いろいろなことであれば、当然、そういう方は、受験もされて、こういう方は、今、町長、おっしゃったように、ある程度は、今まで、そこにおいて、その本人がこんな人じゃいうんは、ちゃんと分かっているわけですので、そこらへんについては、そりゃ試験を受けた中で、ある程度、それをクリアしておいたら、採用してあげていただきたいというのが、私が今日言わんとするところでございますので、ひとつお願いしたいと思います。

あんたら、何を、ぐじぐじ言うたらあかんがな。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） まず、受験をしていただかなければ、どうにもなりません。

それは、受験をしていただいて、先ほど、言いましたように、そういうこととしてあげたいという思いじゃなくって、きちっと私は、採用試験として、評価をして、採用しておりますので、その点、よろしく申し上げます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） そういう町長の1つの方針の中で、ちょっとでもよくなるようにしてあげていただきたいということで、この質問を終わります。以上です。

議長（石堂 基君） 岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて、9番、金谷英志議員の発言を許可します。

〔9番 金谷英志君 登壇〕

9番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、デジタル化でどうなる町行政として伺います。

2019年通常国会では、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法が成立し、行政のデジタル化に関する基本原則、行政の手続きの原則オンライン化の努力義務のために必要な事項を定めるとともに、デジタル化を推進するための個別分野の各種施策を20年度に講じました。

そして、今、開会している国会には、デジタル改革関連法案が提出されました。通告時では、まだ、法案提出されていませんでしたけれども、2月9日に提出されました。

同法案は、政府がデジタル化推進の司令塔と位置づけるデジタル庁を創設するデジタル庁設置法案、個人番号利用預貯金口座管理法案、地方公共団体情報システム標準化法案など6法案で構成します。

このうち、デジタル社会形成関連整備法案は、個人情報関係3法の統合、自治体の個人情報保護制度に対する全行的な共通ルールの設定、医師免許などの国家資格のマイナンバーカードへの集約、同カードの発行・運営体制の抜本的改革などとりわけ多くの法改定を含んでいます。

政府の進めるデジタル化はどう町民・町政に影響するのか伺います。

総務省は、自治体の情報システムの標準化の仕様書を作成するとしています。そもそも地方分権・地方自治は、画一性よりも自立性・多様性を尊重しています。自治体の創意工夫の発揮を阻害する標準化は住民サービスの向上には結びつかないのではないかと。

自治体クラウド化で特定の事業者が行政アプリケーションを囲い込むことによって、利用開始後には他社への切り替えが困難になることが予想されますが、発注者である町・自治体は、クラウド運営側をコントロールできるのか。

マイナンバー制度は、社会保障・税番号制度として2016年に始まり、健康保険証のオンライン資格確認を今年3月から行い、今後、戸籍、預貯金口座、不動産など個人情報をもつげようとしています。これは、国による個人の管理・監視社会につながるのではないかと。

政府は、様々なデータを分野横断的に収集・整理し提供するデータ連携基盤を軸に、地域住民に様々なサービスを提供し、住民福祉・利便向上を図る都市としてスーパーシティ構想を昨年9月、内閣府地方創生推進事務局で協議しています。この構想に対する町長の考えはどうか。

自治体の業務でAIの導入やデジタル化の対象に真っ先にされているのが窓口業務です。窓口における手続きの業務は職員が介在しなければならない業務です。デジタル化によって行政サービスの低下にはならないかと。

町長の見解をお伺いします。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのデジタル化について、どうなっていくのかということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の自治体の情報システムの標準化が、自治体の創意工夫の発揮を阻害し、住民サービスの向上に結びつかないのではないかとという点についてでございますが、これまでの自治体の情報システムは、各団体が独自に導入し開発してきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正によるプログラム改修など各団体が個々で対応せざるを得ず、佐用町のような小規模団体においては、費用、人材面において負担が大きくなってきておりました。そうしたことから、デジタル技術を積極的に活用し先進的な取り組みを行っている団体がある一方で、デジタル化が進んでいない団体もあり課題となっておりました。

その中において、令和2年12月にデジタル・ガバメント実行計画が閣議決定をされたところでございます。その計画によりますと、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務につきまして、業務プロセス、データ項目・記載項目、帳票、処理するシステムの標準仕様をデジタル庁が策定し、各事業者はその標準仕様に準拠してシステムを開発することによって、地方公共団体は、これまでと比較しますと容易にデジタル化ができるようになるということでございます。

現在、窓口対応や紙による申請で行っている業務においても、今後は、デジタル化が進み、行政運営の簡素化及び業務の効率化が進むものと考えております。その上でデジタル化に際しましては、これまで行ってきた事務事業のやり方をゼロベースから見直し、機械でできることは機械に任せ、効率性を高めながら、住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

議員がご指摘されております、情報システムの標準化が自治体の創意工夫の発揮を阻害するものではないというふうに考えております。むしろ、業務の効率化により、時間的余

裕ができ、人的資源を行政サービスの新たな価値やサービスを創造するための業務にシフトをさせていくことができるのではないかというふうにも考えます。

次に、2点目の自治体クラウド化により他社への切り替えが困難になり、クラウド運営側をコントロールできなくなるのではないかという点についてでございますが、現在の佐用町におけるクラウド化の状況でございますが、総合窓口、住民記録、印鑑登録、税関係、国民年金、子育て支援、介護保険等、本町業務の半数以上のシステムをデータセンターにおいて管理運営をしております。クラウド化のメリットといたしましては、運用コストの削減、集中監視による情報セキュリティ水準の向上、庁舎が被災した場合においても業務継続が可能である。といった点でございますが、特に、システム上のトラブルに対しては、データセンターの専門的知識を持った職員が対応し、本町まで来庁する時間が不要となりますので大きなメリットでございます。

議員がご指摘の点につきましては、今のところ本庁におけるクラウド化は、システムサーバーが本庁舎内にあるか。運営会社のデータセンターにあるかということでございまして、運営会社の切り替えに、直接影響を及ぼすものではないというふうに考えております。

また、本町と同じ運営会社の業務システムを導入しております、三木市、加西市、宍粟市、神河町、そして佐用町を構成団体とする自治体クラウド協定を締結し、相互連携の強化を図ることで、運営会社のコントロールを図っていききたいというふうに考えております。

次に、3点目のマイナンバー制度は、今後、戸籍、預貯金等個人情報とひもづけしようとしているが、国による個人の管理・監視社会につながるのではないかという点についてでございますが、マイナンバー制度は、その利用分野が社会保障、税、災害対策の3分野に限定されており、また、国がマイナンバーにひもづく情報を一元管理するようなことはなく、行政機関で管理していた個人情報は、そのまま厳重に保管され、必要な情報を必要な時だけやり取りする分散管理という体制がとられております。

このマイナンバー制度は、住民の利便性向上と行政の効率化を目的としており、行政で提出が求められる書類を省略し、専用のネットワークシステムを用いて各行政機関の間で、連携して、情報を利用するものであり、国による個人の管理・監視社会につながるものではないと認識しております。

次に、4点目の、スーパーシティ構想についてでございますが、昨年5月にスーパーシティ法案と呼ばれる国家戦略特区法の改正案が可決されました。その内容は、スーパーシティ構想を実現するための規制改革法案ということでございます。スーパーシティ構想といいますのは、IoT、AI、ビッグデータなどのデジタル技術を利用することで、生活が便利になるだけでなく、私たちの生活様式を根本から変えるような構想でございます。

併せて、高齢化、過疎化、空き家の増加など、日本の将来における様々な社会問題を解決しようとするものでございます。

例えば、車の自動運転、顔認証による買い物のキャッシュレス決済、行政のワンストップ窓口、病院のオンライン診療、学校での遠隔教育など、私たちに便利で快適な暮らしを実現するものであるというふうに聞いております。

また、スーパーシティ構想では、データ連携基盤整備事業がこの構想の核になっておりまして、必要不可欠な事業でございます。これは、自治体が持っている住民情報や個人情報と民間企業が集めたスマホの位置情報を通じた行動履歴、オンラインショップ、クレジット支払などの購入履歴など、様々な分野の情報を、このデータ連携基盤に集約をして、デジタル技術を連結させ、先ほど申し上げました住民サービスにつなげるというものでございます。

私たちに便利で快適な暮らしをもたらすであろうスーパーシティ構想ではございますが、一方では、民間企業による個人情報の流出といった問題もございますので、このデータ連

携基盤で集約されたデータがいかに管理され、運用されるかなどの課題があり、現時点において、その詳細については、私は分かりませんので、今後、3市2町のクラウド協定の構成団体や周辺自治体と情報の共有、連携を図りながら対応をしていきたいと考えております。

最後に、5点目の窓口における手続きの業務は職員が介在しなければできない業務であり、デジタル化によって行政サービスの低下にはならないかという点についてでございますが、窓口業務にデジタル技術を導入することは、住民の利便性向上と行政の効率化のために必要不可欠であろうと思います。

しかし、佐用町の窓口業務は、主に書面、対面主義をとっており、窓口担当者は申請書等の書面を見てシステムに入力をし、ファイリングするなど、様々な業務が発生しております。こうした業務の発生から最後までデジタル化できれば大幅な効率化が可能となります。

また、デジタル化によって住民の方が窓口に来庁されなくても手続きが可能となる業務もあると思われ、住民の利便性向上にもつながっていくというふうにも考えます。

しかしながら、窓口業務は、議員ご指摘のとおり「職員が介在しなければならない業務」であり、デジタル化によって無人化ができるとは考えてはおりません。

行政の業務は、申請・届出などの手続きから問い合わせへの対応、生活相談まで一連の業務が職員の連携とチームワークによって密接に結びついており、窓口業務を切り分けて、手続きや問い合わせ対応といった業務をデジタルに一本化して職員が介在しなくても完結するサービスにすると、住民の生活実態を把握することが困難となり、住民に必要な行政サービスが提供されなくなるおそれがあるというふうに考えます。

さらに、高齢者などデジタル化への対応が難しい方も少なくありません。

デジタル化する場合にあっても、導入する業務の範囲や導入の条件、個人情報への取扱いなど、それぞれ十分に検討した上で、職員が業務を行う上での補助手段として活用し、職員によるチェック体制を整備しておくことで、デジタル化が住民サービスを向上させることが必要であるというふうに考えております。

今後も窓口での対応を継続しつつ、国・県の動向を、当然、注視しながら、デジタル化への対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 初めに、その標準化についてお伺いしたいんです。町長の答弁でもありましたように、今回の6法案の中で、地方公共団体情報システム標準化に関する法案というのがあります。町長、言われたように、17の業務を想定して、基準を国が策定し、自治体にそれぞれに適合したシステムの利用を求めるという、こういう法案ですけれども、標準化によって、町長のその効率化、デジタル化は効率化をよく言われるんですけど、私この科学技術の進歩によって、利便性なり、町民の方が便利になると、そういうことを否定するわけではないんですけれども、それによって、利用の仕方が管理につながるのではないかということなんですけれども、標準化については、同じ業務をやっているのだから、ある程度、人的に入り込む余地がないような業務、同じ法定事務であったとしても、各自治体の規模や地域性に合わせてカスタマイズする。この法案については、なるべくカスタマイズするなど。自分の自治体に合わせた標準化をつくり替えるなどというようなことも言わ

れているようですから、やっぱり地域の特性にあった標準化はカスタマイズして、佐用町にあった、決まりきった事務であったとしても、佐用町にあった事務のあり方があると思うんですけれども、標準化でできない業務もあるかと思うんですけれども、やっぱり、それは、効率化だけにつながるものだとお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 業務のこうした電算システムによる執行については、これ長年ずっと、いろいろと現在まで、そうしたシステムを導入しながら、かなりの部分が、業務が、電算システムによって、処理をしていくというような状況に既になっております。

ただ、私は、全然詳しくありませんし、職員が十分それに対応しながらやってくれているのを見ているんですけれども、これまで、やはりこの電算システムというのは、本当に、非常に早く処理ができる。それは、大きな市や対象者が多いほど効率はよくなるわけですね。

小さな、佐用町のような場合、その対象者が非常に少ない場合、本当に、そういう電算システムのそうした機能というのが、早く処理できるというようなことが、あまり効果が発揮できない部分がたくさんあります。

町行政というのは、やはり基本的には、1つの制度、法律に基づいて、また、国が制定したり、県がつくった制度を、実際、末端行政、佐用町のような行政は、それをいかに、きちっと住民サービスとして執行していくか。最終的には、やっぱり町行政は、執行機関ですから、だから、その時に、今、議員が言われるように、地域にあったとか、町にあったとかという部分を入れる必要があるのかどうか。

これまで、導入が始まった頃になると、いろんなところの会社、メーカーが、こういう電算化システムがありますというものを提案をし、例えば、佐用町であれば、佐用町独自にシステムを構築すると。

また、ほかの自治体によっては、佐用郡、例えば4町、旧町の状況を見ても、そうしたメーカーが、企業がつくったものを、そのまま導入して、それに合わせて業務を行っていくというのと、今の現在やってきた業務に合わせたシステム開発をすると、こういう道が、当然、最初の時にもあったわけですね。ですから、そういうことで、なかなか互換性がないし、ただ、現在でも毎年、毎年、いろんな制度が変わってきます。例えば、今回のような緊急事態宣言のもとに、いろいろな経済支援、福祉支援、そういうことをするにあっても、全て、そのシステムを、それをうまくプログラムづくり直さなきゃいけない。そのたびに、全部、エンジニア、プログラムシステムを頼んで、そのシステムの開発に大きなお金と時間を、ずっとかけてきているのが現状なんです。

ですから、私は、以前から、なぜ、こんなシステムについて、例えば、国が、こういうふうに変更すると、こういう制度をつくった。それを基本的に執行していくためのシステムについては、国から、そうしたものを全部各自治体に渡してくれば、それを支給すれば、それによって、そんなに各自治体で一つ一つシステムを変更しなくてもできるというふうに、私は、単純に素人的には思うわけですね。

ですから、これは、今回は、全て、そういう大きな17業務の基本的なもの、まだ、たくさんのシステムが介在しているわけなんですけれども、そういうことにも及びますけれども、それが一気にできるのかどうか、私、分かりませんが、少なくとも、これから、ますます、そうした人手不足にもなり、効率的な行政執行が求められる中で、基本的に変える

ことが必要性のないもの、そのへんは、もっと機械的に、きちっとできるようにしたらいいと思いますし、また、電算システムとしてのクラウド化によって、各関係市町が、どこかにサーバーを置いて、各自治体ごとで管理をしなくても、当然、今でもバックアップデータなんかは全部取って、災害とか、そういうことにも備えているわけですから、そういう部分での経費節減、効率化を図るということは、技術的にこれができる時代になっているわけですから、それは、私は、やるべきだと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 17 の業務ですけれども、挙げますと、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、生活保護、健康管理、就学、児童扶養手当、子ども・子育て支援の 17 業務ということで、町長それ、法律が決まって、その上、事務的に進める上で、効率的だということはあるんですけれども、それは一方では、住民はサービスを受けるという側面もあるんですけれども、そういう、いろいろなサービスを受けるという面もあるんですけれども、また、町のほうに返して、民主的に、法律そのもの、法律というか、制度そのものを変えていく上でも、サービスを受ける側だけではなく、住民側からも、そういう意見も取り入れる上では、やっぱり一律に、こういうことも、制度として、ある程度効率化は、私、できると思います。

そういう面で、住民から、そういうふうな、その制度に対する、町なり国なりに返していく面も必要ではないかと。その上で、一律に標準化されたもので、それであったら、もう。国で決めたことに、それで決まりですから、返していくという側面が、私はないのではないかなというふうに思いますけれども。

それから、このクラウド化のほうに移りたいんですけれども、今回のマイナンバー制度の改定もありますから、その中で、国会審議の中で明らかになったのが、マイナンバー制度やカード発行を担う地方公共団体情報システム機構というのがあるんですけれども、これが契約したとこの 6 企業に、8 割方契約がなっているということ、これはクラウド化ということもあるんですけれども、ほとんど、こういう情報システムを扱う業者というのは限られてきて、その中で競争ができないというふうなことになるかと思っています。

名前挙げますと、6 業者、NTT コミュニケーションズ、NTT データ、富士通、日立製作所、日本電気、それから、JECC。JECC というのは、日本電気、日立、沖電気などが出資した会社です。含まれておる会社ですから。それも業者、全国ある中で、システムについては、ほぼ業者が独占すると。契約見ても、8 割方、この 6 業者で占めていますから、そういう中で、町がクラウド化の中で、広域連携してなる場合に、それが業者の言いなりになるのではないかと。そういう懸念が、この 2 番目の質問なんです。

改めて、こういう実態も聞いて、町長、やっぱり、それは業者の、システムが決まったら、もうそれで競争なしに。それ競争がないことによって、町に対する、地域に対する負担が増えるのではないかと。いうふうに思うんですけれども、改めていかがですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） 私の方からお答えいたします。

まず、先ほど言われた J-LIS、地方公共団体情報システム機構ですね、J-LIS と言うんですけれども、そこと契約している 6 業者云々ということと言われたんですけれども、このことは、先ほど、1 問目で言われましたシステムの標準化とつながってくる部分があるわけでございます。

先ほど言われた業者というのは、住民記録システム等標準化検討会といって、国の機関ですね、その構成の準構成員として 7 つの分が入っているわけです。

それで、その業者が、なぜ入っているかと言いますと、それは、金谷議員がおっしゃるような、そういったシステムの、そういった市場を独占するとか、そういった見方もあるかもしれませんが、システムを標準化するに当たっては、当然、データ、一体どんなデータを用意したらいいのかとか、どういったレイアウト、様式、帳票等の様式をどうしたらいいのかとか、それとか、手続き的に、どんな手続きがあって、どこにどんなシステムを、そこに挟んでいったらいいのかと、そういったことも検討しなければいけないので、特に、先ほど言われた 6 業者、7 業者については、ほとんどの自治体が導入しているベンダーであります。

ですから、そのベンダーの、そういった参考意見を聞きながらシステムの標準化をしたということで、それが証拠に、既に、住民記録システムの標準仕様というものは、既に発表されているわけですので、それらを基にしてやっていかれます。

それと、システムの標準化というのは、地方自治の独自性が損なわれるとか、そんな云々のものでは、私はないと思います。特に、システムの標準化といって、この仕様書を見る限り、データの、データ項目、それを統一することと、帳票等の様式を統一する。それから、データレイアウトの統一すると。そういったことに重きをおかれておりますので、やはり、その 17 業務を全て国の制度として、既にある制度でございますので、その中には、地方自治体が独自にどうのこうのできるような業務は含まれておりませんので、あくまでも住民サービスの向上、住民の利便性向上のために、あくまでなされているものと、私どもは受け止めております。以上でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 課長の方から、ベンダーという言葉が出ましたけれども、その中で、ベンダーロックインというのがあって、それは何かというと、特定の事業者がユーザーを自社製品で囲い込むことをベンダーロックインというらしいんですけれども、ですから、今、言いましたような、全国でも 6 業者か 7 業者ぐらいい限られてくる中で、その中で話し合うことによって、囲い込みができる。

それから、今も国会で出ているデジタル法案の平井担当大臣ですけれども、デジタル庁の体制 500 人のうち、100 人強を民間企業から登用すると。初めから、法案つくる段階から民間企業が入って、こういうふうなことになっていきますから、大本で、そういうふうなベンダーロックインというか、なりやすいというふうなこともあります。

ですから、民間企業の社員が強力なデジタルというふうな司令塔になりますから、全国のデジタル化に向けて、そういう企業が法案制作の時から入っているということも、私は、全国的なベンダーロックインに、囲い込みにつながるものではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今のこの情報処理技術、これだけインターネット、また、情報通信、そして、それを処理する技術、こういう、これは日本の中だけでは考えられない、世界的にも張り巡らされて、どんな企業でも、いろんなたくさん企業の企業が競争して、いろいろなメーカーが、それに対応していくということが実際できないような状態になっていると思います。

私は、そうした、いわゆる企業が完全に寡占状態で、言いなりで、企業のためだけに、この、いわゆる暴利をむさぼるような、このへんは、また、対応は別問題。それは、少なくとも、公正取引委員会とか、また、国として、適切な利益を確保する。また、そういう経営状態、発注価格についても適切なものを算定するということで対応していかないと、今、金谷議員が言われるように、クラウド化して、そういうところが囲い込んで、そして、それで、その言いなりになるというふうな考え方、一方、そういう考え方をされても、じゃあ現在、例えば、佐用町が、今、日立システムズに、そうしたメーカーに発注しています。そう簡単に、ほかのメーカーを入れて、いろんなシステムで、新たな開発をするというわけにはいかない。ほとんど、そこに随意契約で、お願いをせなんだら、どこの自治体でも、そういう形です。

ですから、国だって、そういう計画をつくるに当たって、そういうメーカーの技術者、エンジニアを、本当に入れないと、これが構築できないというふうになっている。それぐらい、やっぱり専門的なものであり、逆に、もっともっと佐用町の職員で、そういう職員として、独自性を持って、町の特徴を生かしてなんていうふうに言われますけれども、それができる技術を持ち、能力のある、そういう職員を養成したり、また、職員を採用できればいいですけれども、現在でも、1町で、例えば、これを続けていったとしても、現在の状況です。

ですから、逆に、こういう、今、関連している市町と一緒に協力して、そうした協議会をつくって、その中で、やっぱり町、自治体として運営していく上での必要性、問題点というのを、お互いに協議しあって、知恵を出し合って、そうしたメーカーとの交渉にも当たるといことも、それは、私は必要だと思いますし、そのほうが、私は、今よりかはよくなるというふうに思います。

[金谷君 挙手]

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 町長が、そう言われるように、本当に制度の中で、組み込まれてしまっていますから、それは、職員が、それぞれの標準化したやつカスタマイズして、町にあったようなことはできない。私も、それは分かりますから、そういうことができないような、制度として、ずっとそういうふうにならされてきましたから、今回、その仕上げとして、デジタル関連法案が、国会に提出されたというふうな、私、状況だと思うんですけども。

スーパーシティのことについて、町長も将来的な、どういうものか分からん。私も、それはあるんですけども、この間、神戸新聞に、トヨタが「未来の街」着工という記事が載っていました。富士の裾野市で住民2,000人超の想定で、町長言われたような、自動運

転やIT活用して、そういうふうな、これはスーパーシティじゃなしに、「スマートシティ」という、トヨタは名づけているらしいんですけども、そういうふうな中で、これでスーパーシティに関連しては、スーパーシティ構想を安倍政権で、地方創生担当、内閣担当特命大臣として、そのスーパーシティに関しては、片山さつきさんが担当されたんですけども、片山さんは、地方創生担当大臣当時、中国政府との間で、地方創生に関する協力を強化する覚書を交わしたと。

中国政府ということ今あげたんですけど、中国で、デジタル化がどういうふうに進んでいるかということ、中国の例を挙げたいんですけども、中国では、信用スコアというのがあって、個人情報収集して、それをプロファイリングして、それを点数化して格付けすると。それがキャッシュレス決済サービスのアリペイというのがありますけど、アリペイが展開するアリババ傘下の信用調査サービス、芝麻信用というらしいんですけど、芝麻信用で信用スコア、点数つけるような、そういうことをデジタル社会、そのアリババなんかがやっているらしいんですけども、この信用スコアは、アリペイなどの使用状況、過去の返済記録、学歴、職歴、資産状況、交友関係などの個人情報を基に、それを点数化すると、そういうふうな中国ではなっているんですけど。

それで、1つの例としましては、街頭に中国は監視カメラを設置して、顔認証で違反者を特定するんですけど。そして、街頭ディスプレイに、その違反者を、そのまま街頭にディスプレイがあるらしいんですよ、この違反者って、顔をバツとディスプレイに出したり、それから、それで罰金を科すと。そういうふうな社会になっているらしいんですね。

それで、広東省などのセブンイレブンでは、顔認証で決済が可能やし、北京市の地下鉄は顔認証で乗客を分類し、安全をチェックするというふうになっているらしいですね。

杭州市のある高校では、生徒の表情を30秒ごとにスキャンして、幸せ、怒り、恐怖、困惑、興奮の5項目に分類して、書く、読む、挙手、机で寝る等の行動も記録すると。こういうふうな、それを、中国の国民は、それが安心だというふうにして、支持されているというんですね。その中国社会を片山さんは参考にして協力したいというふうなこと、そういうふうな思っていますから、こいう社会と。

それから、一方で、EUについては、そういうデジタル化については、どういうふうに進んでいるかと言いますと、一般データの保護規則というのがあって、明確な個人同意が必要、特に、特別なカテゴリー。特別なカテゴリーというのは、人種、民族、政治的意見、宗教、思想上の信条、労働組合加入、遺伝子や生体情報、こういうようなものは本人が認めたとしても収集しないというふうな、EU加盟国では、個人情報保護法としてあるらしいんですね。

この背景には、ナチスドイツによる支配と東側諸国、ソ連を代表する東側諸国の監視社会というのがあって、特にドイツではマイナンバーのような共通番号だけでなく国勢調査さえ違法とされる。

個人情報は、それだけ、EU、ヨーロッパでは大切にされるという反面、中国と、そういうのがありますから、今の政府がどっちを目指しているかということ、片山さんが中国と協定結ぶようなことですから、私、EU方よりも、今の政府が目指しているのは中国になぞらえるような、そういうことを目指しているのかなというふうに思うんですけども。スーパーシティのことから、これ言いましたけれども、町長、それ、今の話の中国やEUの例を引いて、そういう社会。スーパーシティを改めてどういうふうに思われますかね。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君）

庵途町長。

町長（庵途典章君）　　これから情報技術というのは、どんどんと発達というのか、進展していったって、どんな社会になっていくのか。それは、その中の1つに、こうした行政のデジタル化とか、そういうものも1つの段階としてあるんでしょうけども、今、金谷議員がおっしゃった中国のような例、管理社会ですから、それが国民が、それを支持しているのかどうか、本当は、そんなことは国民に知らせずにやっているのかどうかも分かりませんし、私たちが、そんなことを知る由もないわけですけども、技術的には、そういうことができる技術が、今、開発されてきたことは確かだと思うんですね。

ただ、やはり日本が、そういうところに向かっていくんだというような、私は、考え方はしませんし、日本においても、ちゃんと個人情報保護法もあり、日本は民主主義の国であり、そんな個人情報全て集積されて、それによって、日頃の日常生活まで監視されるような、そんなような状態で国民が許すわけがないと思います。

ですから、そんな心配まで、私はする必要はないと思いますけども、ただ、こうした情報技術を使って社会が大きくなり、これから未来は変わるだろうということは、先ほど言われましたトヨタが実験都市として、ああした実際に実証実験として、生活の中で、どんなものが、これから取り入れられて、自動化されたり、AIによって判断したり、買い物から全て、日常の生活全てまで、そういうものを、どんどん取り入れていくような、そういう実験をされるということですから、それは1つの未来に想定される都市の姿、街の、国の姿を1つ想定はされるのではないかと思いますけども、それも、かなり先の話だと思います。

だから、今、私が、そんな、これに対して、未来予測するような能力もありませんし、知識もありませんし、金谷議員からのご質問に、きちっと答えることもできませんし、また、答えるべき、今、立場でもないというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君）　　金谷議員。

9番（金谷英志君）　　私も、答弁、今回の質問については、そういう警鐘を鳴らしたいという意味もあって、町長の町政における姿勢を聞いておるわけですけども。

それから、窓口業務のサービス低下になるのではないかとということでお聞きしたいんですけども、町長、最初の答弁でも言われましたように、窓口の各種の申請を受け付ける手続きの業務、住民からの問い合わせに応じる業務もあります。

住民と職員が直接に対話できる場であって、住民から職員には各種の申請や届出に付随して様々な問合せや相談が寄せられると。これが職員の職務の1つでもあると思います。

住民の中には、自分の家族や抱えている問題が十分に整理されないまま、役場に来て、制度そのものをご存じないというふうな方もありますから、自分は困っているんだけど、どういう制度があるかというふうなこともありますから、窓口として、相談、整理して問合せできる人いうのも少ない状況ですから、とりあえず申請や届出をするというふうな方もおられると思います。そんな問合せの上で、自分が抱えている問題や家族の状況を話して職員に相談に乗ってもらおうという窓口業務もあります。

例えば、納税の窓口を担当する職員は、滞納する税金を納めに訪れた町民の生活の実態を聞き取り、減免の要件に該当すると認められる場合には、減免申請などができることを説明するとか、それから、妊娠届を受け付ける、母子手帳を交付する窓口では、妊産婦や乳幼児の状況を行政が把握する重要な場所になっているというふうに思います。

ですから、窓口業務の中で、初めの質問にありました、標準化して、一律そういうこと

もできると思います。

さいたま市では、佐用町ではないんですけれども、保育園に入園する時の入園の基準を、さいたま市は大都市ですから、入園するのに大分待っている、入園するのにも、選ぶというふうなのがあるんですけれども、これが職員が3日か5日かかってやっていた事業を、デジタル化でパッとやると瞬時に入所判定ができると。そういう利便性もあるんですけれども、窓口に来られた方については、そういう住民の相談も乗るとい、町長の最初の答弁でもありましたけど、そういうことを、やっぱり大事にしていかなあかんというふうに、改めて思うんですけど、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほどからの答弁でも申し上げておりますとおり、町の行政というのは、法律、また、条例や規則、制度によって、それを、しっかりと公平に住民の皆さんに対してサービスしていくというのが基本です。

ですから、その中で、先ほどのような AI を使ったり、いろんな情報をきちっとまとめて、できるだけ早く、基本的な対応はこうですよということの話は早くできれば、それはお互いに業務の効率化にもなるし、住民の皆さんに対しての時間的なサービスにもなると思うんですね。

ただ、やはり、そうした個人個人が、いろいろな状況を抱えて、そういうふうにシステム、機械的に判断をされるというような捉え方にもなりますし、それだけでは、捉えられない、いろんな課題、問題が、一人一人の中にはあるわけですから、そういう問題、課題について、窓口でお聞きした中で、やはり職員としても、いろんなご相談に、ちゃんと適格に答えていくという、そのへんが行政に求められる、やはり責任と言いますか、職務ではないかなというふうに、当然、思いますから、ただ、何か自動払機みたいに、何か情報だけ打ち込んだら、パッと出てくる。それで全てが終わるわけでは、絶対ありません。人間の社会も。

そういうことは、誰も、そのへんは、皆、役場、町職員としての業務を行っている者は、一番よく分かっているところでありますので、決して、デジタル化したり、こういう問題が標準化をされても、それは基本は基本。だから、基本どおり全てだけでは、やはり住民サービスが完全にはできないと、満足できるものではないという、この考え方で、これからも、まず、できるところのデジタル化とか効率化、このへんは、逆に図っていきたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） デジタル化に、政府が目指すような、自治体が持っている情報、あるいは国が持っている情報、それから、民間企業が持っている情報なんかを集めて、それを縦割りにして、串刺しにして情報管理するというふうな、町長は、そういうふうにならないだろうと言われてはいますが、私は、ちょっと警鐘を鳴らして、この質問を終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

県道千種新宮線の拡幅を県に要望ということで、お伺いします。

県道千種新宮線の拡幅は、真宗地内岩崎橋付近と志文地内明尾橋付近の拡幅が護岸整備としても行われ、今年度中には予定されていた区間の工事は終わりますが、明尾橋上・下流、真宗・問村ではまだ狭いところがあります。交通量の多い路線であり、町合併時には整備区間とされた路線でもあります。県に早期拡幅の要望をしてはどうか。町長に伺います。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からの２点目の道路改良、県道千種新宮線についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の県道千種新宮線は、三日月地域におきましては、国道 179 号から、宍粟市をつなぐ唯一の県道で、これは非常に重要な路線であります。

現在、未改良部分も、まだ、多く残っておりますが、合併前の旧町時代からも継続的に県に対しまして要望をされ、危険であるというふうに認識されるどころ、たくさんあるんですけれども、その優先順位の中から、順次、改良事業が進められてきております。

合併後も、そうした路線、道路の改良について、地元の、特にこの路線につきましましては、地元の県道千種新宮線改良推進協議会というのがあります。その協議会とも連携をしながら、県に対しまして、早期の改良要望を重ねてきたところであります。

ただ、町内には、たくさんの県道があり、県といたしましても、そうした中から計画的に、その改良に取り組んできていただき、そうした結果、ご指摘の千種新宮線におきましても、現在 2 か所を大規模な改良工事を実施していただいているところであります。

そのうちの、2 か所のうち、真宗地内の岩崎橋付近の県道改良につきましましては、これは 4 億円余りという大きな事業費をかけて、社会基盤整備プログラム計画に則って、平成 29 年に着工をしていただいて、右岸側への河川拡幅並びに、県道拡幅工事を進めていただいております。令和 3 年度中には、この区間につきましましては、完了をするというふうに土木のほうから聞いております。また、同一工区内、岩崎橋という形で、町道橋がございまして、この町道橋、非常に狭い橋であったわけでありまして、これも、この県の改良工事に合わせて、本体工事は、町が施工をいたしまして、既に、平成 28 年度から平成 29 年度の事業として完成をいたしております。

また、志文地内の現在行っている明尾（みお）橋付近の県道改良工事につきましても、これは、県の事業内容としては、冠水対策事業ということで、これも 2 億円以上の事業費をかけて令和元年度に、右岸の橋台から着手をしていただいて、現在では、県道拡幅並びに左岸橋台も完了して、残る上部工と町道との取合工事、これは町の負担もしなければなりませんけれども、令和 3 年度中に、これも完了するというふうに聞いております。

そうした中で、ご質問の明尾橋の上・下流、また、真宗の問村（といむら）という付近においても、まだ、すれ違いが困難なところや視距が悪いところが残っております。ただ、現時点では、現在の県工事が、まず、完了した上で、光都土木管内が所管する、道路施設についての実施箇所を、今後検討することになるというふうに、光都土木のほうからは聞いております。県道千種新宮線における現段階での、今後の具体的な実施計画というのは、まだ、定められていないということでございます。

当然、この路線は、そうした重要な路線でもあり、また、未改良の箇所も、まだまだ残っておりますので、今後も県土木に対しまして、継続して事業を続けていただけるように

要望をしてまいります。

先ほども申しましたように、町内には、まだ、この路線以外にも、県道なり改良していただかなければならない、お願いしている箇所もあります。県のほうも、予算のある程度限定、決められた予算を、どうこれから執行していくか、計画的な事業を遂行するために、県の5年ごとに見直しを行っている社会基盤整備プログラム、この中に、当然、入れていただいて、今後の整備改良計画を実施していただきたい、改良を実施していただきたいということで、要望は重ねてまいる所存でございます。以上です。

議長（石堂 基君）                      ここでお諮りします。

お昼が来ようとしておりますが、このまま一般質問を継続したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君）                      異議がありませんので、このまま一般質問を続行します。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君）                      金谷議員。

9番（金谷英志君）                      こういう工事やる場合、優先順位だと思うんですけども、私は、ここは優先順位が高いということではないんですけども、佐用町内に県道の路線が18あります。その中で費用対効果いう面もありますけれども、この路線については、交通量も多いですし、それから、ほかに17路線ありますけれども、その場合に、私、見ましたら、車がすれ違えれないというふうなところは、なかなか少ないのではないかと思います。詳しくは、私も17路線全部知っているわけではないんですけども、ある程度、交通量が多い中で、すれ違いもできんようなところについては、私は早急に、優先順位を上げていただきたいと思うんですけども、町長は、その点では、どういうふうに、ほかの町内には、県道はほかにもあるんだと。その中で、社会基盤整備プログラムの中に則ってやると、それは、それで手続きとしてはいいんですけども、優先順位は、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君）                      庵途町長。

町長（庵途典章君）                      町内には、県道という路線が18路線。

それは、ただ県道と言っても、ほとんど通行されていないような、昔からの県道もありますし、こうして日頃から住民の生活道路だけでなく、それぞれ、いろいろな地域との連携をしていくために必要な重要路線と言われる路線、それぞれあります。

この千種新宮線については、合併して、はや今度16年目が来るわけですけども、合併当時、私もこの路線が改良が非常に遅れているなということ、これは感じておりましたし、ただ、合併の時の合併支援道路というところには、この道路が入ってなかったんですね。

その後、私らも、これだけ旧町での改良事業が遅れていた路線として、県に対しまして、何とか早く順位を上げてやってくださいという要望を重ねてきたわけです。

そういう要望もあり、今回、これだけ大規模な形で、実際、改良工事を進めていただいているということで、これは県のほうも、かなり配慮をしていただいたというふうには思っております。

ですから、当然、まだ、完全にすれ違えないところは、何か所かありますし、特に、この明尾橋の上・下流等についても、非常に工事が難しいところがありますが、それは当然のことで、引き続いて、事業を継続して、これを実施していただきたいという要望を行っていきたいと思っております。

そのへんは、地元からの、当然、要望もありますけども、県全体を見て、県もそういう判断を、当然、町内の路線、特にほかと比較しても、そういう判断はしていただけるというふうには思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 費用対効果と、私、さっき言いましたけれども、工事の難しいいう箇所も、明尾橋の下流側については、難しいところがあるかと思う。

その明尾橋上流、それから、問村については、集落の中を通るようなところですから、あまり護岸整備で高く擁壁を上げてというようなこともないですし、地元の土地の理解が得られれば、工事自体は、そんなにかかるものではないと思うんです。

今回の工事は冠水対策としてやられて、2億、4億とかかったということです。それを、明尾橋の下流については、また、その護岸もしなくてはならないと思うんですけれども、上流や真宗の問村については、ほぼ拡幅するだけで、工事費はそんなにかからんと思えますし、費用対効果の面で言えば。効果は、交通量も先ほど言いましたように多いですから、志文にサンホームがありますから、サンホームの従業員の方や、山崎から新宮のほうに抜ける、また、相生のほうに抜けるいうふうな、その道路でもありますから、交通量も多い中で、県下全体としても町の、改めて聞きますけど、優先順位は、私は、高いのではないかと思うんですけれども、町長、その見込みは、どういうふうにお考えですか。

議長（石堂 基君） お待ちください。

金谷議員にお願いがあります。議員もご承知のとおり、一般質問においては、議員必携の中において、特定の地区の道路改良などを要望するためのものは、適当ではないというふうに示されていますので、そのあたりをお含みおきのうえ、質問のほうを続けてください。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それは、最後、ほんならこれ。

どこの路線においても、やはりそこにおいては必要な、それぞれの生活道路として、また、その地域の道路として、そうした役割があります。

ですから、なかなか、どこがより重要でとかいうようなものを、全体的確に判断するというのは難しいかもしれませんが、まずは、この路線を見ていただいても、町としても、県にもお願いをし、県としても、現在、これだけの工事で、以前と比べたら、ものすご

くよくなっているわけです。

だから、それは、それとして、ちゃんと、県がこれだけ、今までの要望の中で、県として事業を実施していただいたという意味で、それは、ありがたいというふうに、やっぱり1つは考えていただかなければなりません。

その上で、当然、まだ、そういう箇所が残っているところについては、ほかのともも含めて、当然、要望をしていきます。これまでもしてきました。

ですから、そのことについては、県の土木の担当者、また、所長も十分理解はしてくれております。

ですから、今の段階で、すぐこれが継続して、来年度からこうやりますとか、言えませんが、でも、これが残っていることは間違いないので、また、将来的には、ちゃんと、実施して改良していただくことも、逆に、はっきりと申し上げることができると思いますから、このまま放置するわけにはいきませんのでね、それは、今後、しっかりと、そうした形で、私も県との要望を重ねてまいりたいと思っておりますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 町長言われたように、便利になったから、余計、今、狭いところが目立つというふうになっていますから。かえってね。

私、今まで、拡幅されて、それはもう、県にも町長にも感謝しているところありますから、そういうふうな余計に目立つということがありますから、順位も高いというふうに思いますから。

それで、さっき議長言われましたけど、一般質問は、町行政一般について聞く場でありますから、その道路についても、ピンポイントで、そこは、場所は聞いていますけれども、道路行政や地域の振興については、一般質問の中の、一般行政の中の、私は、これ質問だと思いますよ。

終わります。

議長（石堂 基君） お諮りします。

ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時20分とします。

午後00時06分 休憩

午後01時20分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

2番、児玉雅善議員の発言を許可します。

〔2番 児玉雅善君 登壇〕

2番（児玉雅善君） 2番、日本共産党の児玉です。よろしくお願ひします。

まず、私は、昨年の暮れ、佐用町において調停に持ち込まれましたタクシー助成制度とタクシー事業者について問うと題しまして、この場の質問をさせていただきます。

本町の高齢者支援事業、タクシー運賃助成事業については、令和元年度の決算によりますと1万3,000人余りの利用者、町内7業者に対する委託料として約1,517万円を支出されるなど、遠隔地をはじめ町内の高齢者など交通弱者の外出支援策として大きな実績を上げています。

しかし、残念なことに、昨年、一部のタクシー事業者によるタクシーチケットの不正が明らかになりました。この件は、同業他社からと、その件を聞いた私たち共産党議員団からの申し入れにより、担当課による調査が行われて、現在、裁判所による調停が進んでいるところです。

そこでお伺ひします。

今年度の現在の利用者数と、助成金額の実績は幾らか、業者別にお答えください。

2、そのうち、当該事業者が占める割合は幾らぐらいか。

3、事業を委託する際、その事業者が公金を扱う事業を受託するに値する事業者かどうかなど審査されているのか。その、また、審査基準はどうなっているのかお伺ひします。

4番に、今回の件で、タクシーチケットを複写にするなど一応の改善はされたが、なお、不正を防ぐため、ほかに改善するべき点はないのかお伺ひします。

残りの質問は、議員席からさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からのご質問でございますタクシー助成制度とタクシー事業者の問題についてお答えをさせていただきます。

タクシー運賃助成事業は、高齢者等の外出支援サービスとして皆様に定着し、多くの方にご利用をいただいている事業でございます。この事業は、タクシー事業者と町の信頼関係で成り立つ事業であります。残念ながら昨年、タクシー運賃助成委託料の不正受給が判明をいたしました。

当事者間での交渉が困難なために、町では、昨年12月に裁判所へ調停を申し立てを行っております。

2月9日に初回が開催をされ、現在、不正受給による賠償請求の調停が開始をされているところでごありますので、調停に関する部分につきましての答弁は差し控えさせていただきますのでご了承をお願いしたいと思います。

それでは、順次、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の今年度の利用者数と助成金額の実績は幾らか。また、業者別に、それを教えてくださいということと、2点目の、そのうち、当該事業者が占める割合は幾らか。それを合わせてお答えをさせていただきます。

まず、今年度の事業実績でございますが、今年度は、まだ年度途中でありますので、1月末までの数字で報告をさせていただきます。なお、昨年度まで受託をしていた事業者のハートフルという事業者は、今年度から撤退をしたために、現在、委託業者数は6社となっております。

事業者別に延べ利用者数と助成金額を申し上げますが、さようタクシーが 3,715 人、助成額が 371 万 430 円。平福タクシーが 493 人、67 万 8,150 円。上月タクシーが 2,626 人、314 万 4,870 円。中尾タクシーが 1,401 人、166 万 530 円。三日月タクシーが 1,451 人、176 万 1,390 円。福祉タクシーの『あやとり』が 334 人で、66 万 8,000 円となっています。

このままの推移で推移をいたしますと、今年度、令和 2 年度の延べ利用者数は 1 万 2,000 人程度になり、令和元年度と比較すると利用者が多少減少しますが、これは、利用者が最大だった平成 21 年の 1 万 9,000 人から次第に利用者数が減ってきている傾向に沿うものであります。

なお、当該事業者による 3 つの会社が占める割合は、利用者数が合計で 45.1%、助成金額は 47.2%となっております。

次に、3 点目の事業を委託する際に、事業者の審査をされているのか。その審査基準はどうなっているかというご質問でございますが、業務を委託する際の審査であります。各事業所と初めて契約を交わす際に、新規事業者の認定手続きとして行っています。認定には、町内で運行する事業者であることに加え、タクシー運行業務を認可された証となる国土交通省近畿運輸局が発行する一般乗用旅客自動車運送事業の許可証を確認をしております。

最後、4 点目の不正を防ぐために改善するべきではないのかというご質問でございますが、位置情報を使った電子的な請求方法を模索したり、周辺の市町の事例も調べましたが、なかなか適当な方法が見つかりません。町では不正防止のため、1 月更新のタクシー利用券を複写式に変更し、利用者の手元にも利用状況及び金額が残るように変更をいたしました。

また、利用者ご本人がタクシー内の運賃表示を確認したのちに利用券に署名をしていただくことを利用券販売時に再度周知をし、偽った乗降地や運賃の記入を防ぐことに加えて、今後は不定期に、それぞれの事業所にも立ち入りを行って監査をすることで不正を防いでまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） もとより、タクシーは乗客の命を預かって走っています。営業しています。

当然のことながら、道路交通法はもとより、道路運送法など、関係法規などを遵守して営業しなければなりません。

タクシー業務適正化特別措置法という法律があります。タクシー運転者の登録、運転者証の表示など、タクシー事業者や、それに従事する運転者が守るべきことが決められています。

今回の件で、元運転手の皆さんとか、何人かにお聞きしましたところによりますと、残念なことに、この当該タクシー事業者において、ちょっと法令に違反するところがあるんじゃないかという事例が浮かんできています。

そういったことから、先ほどの答弁で、一番最初に契約する時に、いろいろ調べているということですが、追加で監査とかする必要があると、私も思います。

例えば、聞いたところによりますと、乗務員証を表示していない車があったり、また、乗務員証、これを古い乗務員証を更新するのではなくて、コピーして、それを日付を改ざ

んして張りつけるとか、そういったこともやっているとお聞きしています。

また、そのほか、いろんな、これは聞いた話なので、はっきりとは言えないですけども、いろいろな不正が行われています。こういった点も見逃さないように、今後、注意して監査すべきではないかと思えます。

それでは、また、追加でお伺いしますが、今回、調査された内容、これ調停の関係で、ちょっと無理かもしれませんが、できれば結構です。お答えいただければと思います。

調査された期間、いつからいつまでの間の期間で調査されたのか。

それと、そこで明らかになったこと。明らかになった不正の件数とか金額、また、不正の内容、こういったこと、調停の関係もあるでしょうけれども、もしお答えできるのであれば、お答えをお願いします。

[町長 挙手]

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） タクシー業務を、事業を行うには、当然、児玉議員がお話のように、そうした乗客を安全に運ぶという大きな責任があるわけで、そのために、事業者に対しても、その事業を行う事業者に対しても、そうした事業を行うための許可証というものが発行される。審査をして発行される。これは、国土交通省の近畿運輸局が道路運送法、一般自動車の旅客自動車運送事業という、この許可証を発行をされるわけです。

そして、その中で、業務に当たられる運転手、乗務員の方も、当然、一般の普通免許ではなくて、そうした旅客、お客さんを運ぶための免許を持って、乗務をされるということでもあります。

ですから町としては、町内のそうした事業を、そうした業務の許可というものを取得してされているわけですから、それを審査をするといっても、それ以上の審査をするということは、なかなか基本的には難しい。できません。

そういう中で、今、児玉議員が聞いた話ということで、確認されたわけではないようにすけれども、そうした不正が行われているということであれば、これは重大な違反として、この近畿運輸局が査察して、そちらで対処していただかなければならないわけです。

あと今回のそういう中で、不正受給という形になった件数とか、いつからそれを調査するのか、いつからあったか、そういうことを、これは、今、児玉議員にも分かっていたように、調停という形で、今、裁判所で協議を、審査を行っていただいているわけですが、なぜこれを告発して、例えば、捜査して、事件として、通常の、なかなかできにくい問題かと言いますと、これはやはり、そうした行為をおこなった者と、最終的に被害を受けたのは町であります。

しかし、その間に、利用された方がいらっしゃいます。利用された高齢者、どちらも、きちっと調べないと、なかなかこの被害と、いわゆる事件としての違反の事実というものを確定をするということが難しい。

例えば、司法当局で、これを捜査しようとする、事業者、また、それを実際運行した従業員、乗務員、それに、それを利用された高齢者の方、これ基本的に、町としても、高齢者の方には確認をして、その利用券という物を、その乗務員に渡してくださいよということの前提で、この利用をしていただいているわけです。署名していただくようにですね。

それが、実際にはなされていないということも実際にはあるわけです。そういうことから、不正な受給につながっているというわけですが、

ですから、それを利用された方を、一人一人調査していくというのは、利用された方への負担も非常に大きいし、なかなかそこまで調べきれないというところがございます。

ですから、担当者としても、そのへんのことを考慮して、お互いに弁護士を立てて、こういう解決をしていく。だから、不正に受給をされた分の返還を求めるといふ形にとどめるといふような、今、手続きを行っているという状況です。

ですから、できるだけ、まずお互いにと言いますか、事業者においても誠意を持って、過去、実際に、そういう行為をされたということであるという、一部、そういうことが確認をされているわけですから、事業者側から、それをいつからやったもの、全てを、過去の分を出していただきたいという町としての思い、その要求はしてまいります。

ただ、それが、いつからだったかというのは、こちら分かりませんから、利用者のほうから、いつから、こういうことを行ったという、自ら申し出をいただくしかないわけです。

だから、町として、今、調査をしたのは、近々の実例を何年か調査上げて、そのことで、ほかにもあるのではないですかということでの、今、相手側に対しての申し入れをしているわけですから、それを見て、その内容が妥当なものであるかどうかということでの調停での最終的な結論になろうかというふうに思っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） 確かに、この件なんですけれども、明らかに公金を使った詐欺事件なので、本来なら、これ告訴すべき案件ではあると思います。

ただ、先ほど、町長もお答えになられましたように、告訴するには、本当にハードルの高い難しい面があります。だから、その点は仕方ない、仕方ないと言っていいのか、私が聞いた関係者によりますと、生ぬるいという批判を受けるんですけれども、確かに、生ぬるく見えるかもしれんけども、やっぱり難しいからということではお話ししているんですけれども、この上は、調停に当たっては、強い姿勢で控訴も辞さない、また、委託業務を取りやめるとか、そういった強い姿勢で臨んでいただくようお願いいたします。

そして、そのほかに、この事業者の方、聞いていく中で、いろんな、タクシー業務以外のことでも、いろんな疑惑いうんですか、そういったものをお伺いしています。そういった面もありますので、毅然とした態度で臨んでいただくようお願いしまして、この件は、これで終了させていただきます。

次に2番目の旧木村邸と倉庫のほうですね、酒造場跡、そして、利神城跡の工事の進捗状況について、お伺いします。

まず、旧木村邸の母屋の内装工事は、ほぼ完了したように思います。調度・備品、また、庭、駐車場、進入道路などの工事は、今後、どうなるのか。また、一棟貸しの宿泊施設としての開業の予定は、いつ頃になるのか。

2番目に、酒造場跡については、現在、テラスの工事が進んでいますが、供用開始の予定はいつ頃になるのか。

また、コロナ禍で大変な中ですが、飲食関係の店舗という計画に変更はないのか。工事は開始、また、開業の予定をお伺いします。

利神城跡についてお伺いします。家の前から利神城が正面に見えるんですけれども、見えて、下から見ても石垣の周りの足場が伸びて、工事が進んでいるのが実感できるところなんですけども、今後、工事はいつ頃に、とりあえずの第1期工事がいつ頃に終わり、また、石垣の近くまで登れるようになるのは、いつ頃になるのか。登れると言っても、ガイドが

つくとの条件つきではあるんでしょうけれども、それがいつ頃になるのか、お伺いします。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、旧木村邸と酒造場跡、利神城跡のそれぞれの事業、進捗状況について、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、旧木村邸につきましては、昨年6月からこの3月下旬までを工期として、母屋の改修工事や水回りの増築工事に加えて、周辺の外構工事を行っております。現在の進捗状況といたしまして、建物の増改築工事はほぼ完了して、現在は主に川側テラス整備と木村邸の西側の駐車場整備工事等行っており、一連の工事は予定どおり、今年度中に完了をする運びとなっております。

なお、母屋と敷地につきましては、この3月議会にも上程をさせていただいておりますけれども、4月以降、活用事業者でございます「株式会社かのね」に無償貸付けを行いたいというふうに考えております。

これを踏まえまして、1点目から3点目の旧木村邸及び酒造場跡関連のご質問に併せてお答えをさせていただきます。

木村邸母屋の調度・備品類は、今後、木村邸を活用して一棟貸しの宿を営む「株式会社かのね」が準備等を行います。母屋改修工事完了後の4月以降、順次、搬入を行っていくというふうに聞いております。母屋の庭につきましては、木塀の設置や植栽、照明の設置、駐車場からのアプローチ整備などを行います。現在、おおむね工事を完了しております。また、西側の駐車場及び駐車場への進入路につきましては、現在工事中で、これらも3月下旬までには工事を完了する予定となっております。

川側のテラスにつきましては、4月以降供用開始予定でございますが、今後の酒蔵改修工事及び周辺外構工事の状況に応じて、工事の進捗に支障をきたす場合や、テラスを利用されるお客様に危険が生じるなどの事態が想定される場合には、安全確保を第一といたしまして、工事完了まで供用開始を見合わせます。その点は、ご理解をお願いしたいと思います。

「かのね」による酒蔵の活用方法につきましては、当初の計画どおり飲食店としての活用が中心となっておりますが、そのほかにも、建物の一部を活用して、佐用での開業や販路拡大を考えている方向けのチャレンジショップとしてのスペースも計画をしているというふうに聞いております。酒蔵の改修工事は2月下旬から、この夏頃までを予定しており、周辺の外構整備を含めた一連の工事が全て完了する夏以降、宿及び飲食店をオープンする予定というふうに聞いております。

最後に4点目の利神城跡の工事、進捗状況ということについてお答えをいたします。

利神城跡応急対策工事は、山頂の山城部分と麓の御殿屋敷の石垣や法面の崩壊を防ぐために、本年度から令和4年度までの3カ年をかけて実施をしている応急工事で、文化庁から重要文化財等防災施設整備事業という事業の補助を受けて、この事業を進めているところであります。

工事は、昨年12月に着手し、まず、資材を搬入するため、庵側の林道終点から山頂まで約700メートルのモノレールを設置いたしました。1月中旬から天守丸周囲に足場を組み、工事用通路を確保した上で、石垣下部の補強と法面の土砂流出を防止するための土のうを積んでおります。特に土砂の流出が拡大している部分は、土留めの鋼板を組み合わせた土のうにより補強を行っているということでございます。

今年度の工事は、天守丸と二の丸西区、三の丸を中心に行っておりまして、約 170 立米の土砂や砕石を詰めた土のう約 9,400 袋を運び上げて、現在 8 割程度の進捗となっております。

今後、石垣の崩落を防ぐため一部の石垣ネットの設置と、危険地域への立ち入り防止のためのロープ柵の設置等も予定しております。

また、平福側から上った三の丸付近に工事管理用の階段を設置して、三の丸までの登山ができるように整備を行ってまいります。

なお、地元平福地域においては、このほど、地元有志をはじめとする皆さんで「佐用山城ガイド協会」が立ち上げられるなど、登山に向けた準備も進めていただいているところであり、当然、まだ、新年度も工事を行いますけれども、工事途中であっても、新年度、早い時期に、限定的になりますけれども、利神城跡への登山ができればというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） ありがとうございます。

木村邸のことなんですけれども、さっきも言いましたけれども、本当にコロナ禍で、本業も大変な時に出資をしていただきまして、鹿青年部の皆さん、本当にありがたいと思っています。

このような大変な中で、本当にスタートとしては、悪いと言ってはあれなんですけれども、一番大変な時のスタートになるんですけれども、何とか、うまくこれが軌道に乗るように、今後とも助成、「かのね」に対する助成等も、有効な助成をしていただけるようお願いいたします。

そして、この木村邸を中心に、いろんな観光施策、総合的に施策を進めていただいて、平福、交流人口を増やしていただけるように、行政もですけれども、地元の者とも力を合わせてやっていければなと思っています。

そこらへんのところを、よろしくお願いします。

そして、利神城跡についてお伺いします。

利神城跡、限定的だけでも、三の丸まで登れるようにするということなので、ただ、途中、足場が非常に悪いところもあります。そういったところの整備も併せてお願いしたいと思っています。

そこらへんの登山道、今は、上のほう、さっきもおっしゃいましたけれども、二の丸、三の丸あたりの石垣周辺の工事になっていますけれども、途中の登山道の整備のほうは、計画等はどうなっていますでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えいたします。

登山につきましては、先ほど、議員さんがおっしゃいましたように、三の丸付近の急斜面について、階段を設置して、登山ができるように、このたびの工事でやっております。

ただ、今回の工事では、それまでの登山道についての整備は含まれておりませんので、今後、状況を見ながら、それらは考えていくべきことかなと考えてございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） ありがとうございます。

少しでも安全に登れるように、決して事故の起きることないように、整備のほうもお願いします。

そして、これ今まで、毎年、2回ほど、地元の者で草刈りやったんですけども、工事の関係で、この草刈りの関係はどうなるんでしょうか。以前どおり地元でやるいうことで進んでよろしいんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 草刈りにつきましては、これまでも平福地域の皆様方には、大変御苦労いただいて整備をしていただいております。本当に感謝申し上げます。

この件につきましては、これからも引き続き、ぜひお願いしたいと思っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

ということは、今年も平福のほうでやれるいうことで、よろしいですね。解釈して。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） その施工場所につきましては、今現在、工事中でございますので、そのあたりで、若干、変更もあるかも分かりません。また、協議をさせていただきたいと思っております。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 当然、先ほど、工事のこれからの計画を申し上げましたとおり、3年間の応急対策工事です。ですから、工事について、まず安全に工事をしなきゃいけない。そういう中で、工事範囲においては、当然、工事を優先して安全に工事をしていただく、していかなければなりませんので、草刈りとかいうような形で、一般の方が、今までのと

おり入って草を刈っていただくようなことは、これは難しいわけです。

ただ、あれだけの広い利神城の跡であって、全ての箇所ですべての箇所を工事をしているわけではありませぬので、やはり景観と、これまでの管理の上で、町としても、毎年、平福の財産区の方に費用を支出させていただいて、それで皆さんで草刈り等行っていていただいておりますので、それはできる範囲で、それは工事のほうと、先ほど課長が申しましたように、実際にさせていただくと、工事でできないところ、これは、やっぱり区分きちっとして、草刈りのほうはさせていただくと。

そうしないと、放っておくと、また、草のほうで、1年でも、また、大きくなってしまいますから、それは続けていただきたいというふうに思っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。長いことかかりましたけれども、本当に利神山、利神城跡活用に向かって大きく進んでいることを、本当にありがとうございます。

いろいろ難しい問題、これからいろいろ出てくると思いますが、地元ともうまく協議していただきまして、より早く、また、より安全に工事が進むようにお願いして、質問を終らせていただきます。ありがとうございました。

議長（石堂 基君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。

続いて、5番、小林裕和議員の発言を許可します。

〔5番 小林裕和君 登壇〕

5番（小林裕和君） 5番議席、小林裕和です。よろしくお願ひします。

私は、今議会で、令和3年度の予算編成における課題と対策はということで、質問をさせていただきます。

昨年、2年度は春先より、新型コロナウイルス感染症により、様々な活動や社会生活の制限を余儀なくされる中、感染防止対策や町民に対する支援策を重点に取り組んでこられました。2月末で緊急事態宣言解除になりましたが、いまだ先が見えてこない状況が続いています。

令和3年度予算編成に於いても、行財政改革の推進・安定した財政運営を基本に、新型コロナウイルス感染症対策が最優先であることを踏まえ、最善のコロナ感染防止策を講じ、住民生活を第一に他の自治体にも劣ることのない施策、将来の方向性を見据えた少子高齢化、人口減少等、本町が抱える諸問題・諸課題に対応するべく施策を、佐用町総合計画、まちの現状や社会の潮流を見据えた各計画に沿った、令和3年度の予算編成だと考えます。

また、重要な事務事業は見直しを図りながらの継続とし、現状に配慮しながら、各分野にわたっての途切れのない施策を盛り込んだ予算である中で質問させていただきます。

1つ、事務事業の洗い出しと見直し状況はどうか。また、各分野の検証等で重点に取り組むべき課題と対策は。これらを踏まえて令和3年度の予算にどう反映されているのかをお伺ひします。

2つ目、鳥獣被害対策に対する課題と対策は。

3つ目、農業の担い手支援に対する課題と対策は。

4つ目、地域要望、特に国県道・河川等県所管にあたるものの取扱い経過と対応方針は、以上、質問をさせていただきます。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、小林議員からの令和3年度の予算編成における課題と対策という質問に対しまして、ご質問の順番に従いまして、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の事務事業の洗い出しと見直し状況、各分野の検証等で重点的に取り組むべき課題と対策、これらを踏まえ、令和3年度予算にどう反映されているかという点についてお答えをさせていただきます。

町として、住民サービスの水準を維持し、向上していくためには、長期的な展望により積極的な行財政改革を進め、効率的で効果的な行財政運営を確立していく必要があります。そのため、令和3年度から改訂する第4次行財政改革大綱では、これまでの取り組みと、その成果を踏まえ、町民の皆さんと行政の役割分担を図りながら、地域の個性を生かした創意工夫のまちづくりを推進してまいります。

限られた財源の適正配分や選択と集中による効果的な公共投資、適正な予算規模の維持など、身の丈にあった行財政運営に主眼を置き、社会経済情勢の変化を柔軟に捉え、それに対応した着実な行財政改革を進めてまいりる所存であります。さらに、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適切な規模とあり方を検討し、可能な限り次世代に負担を残さない効率的、効果的な公共施設の配置に取り組んでいるところであります。特に、上下水道や道路、橋梁などのインフラは、人口が減少しても、これらを維持していかなければならないため、長期的な視点をもって、更新・施設統合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減し、また、平準化を図る必要があります。

また、新たな新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした「新しい生活様式」への対応により、デジタル化を推進し、行政サービスの見直しに取り組むことを掲げております。オンライン会議やオンラインワークショップなど、デジタル社会における新しい行政スタイルを確立し、効果的に取り組むため、勤怠管理システムの導入、テレワークやウェブ会議の推進、キャッシュレス決済などを予算計上いたしております。さらに行財政改革大綱では、別に個別実施計画を策定して、重点取組事項として10の項目、それぞれに具体的な事務事業の改革項目をあげて見直しを行っております。

次に、2点目の鳥獣被害対策に対する課題と対策という点について、お答えをさせていただきます。

鳥獣害の被害については、長年、その駆除や防護柵の設置等、多額の事業費を投入して、その対策に取り組んでまいりましたが、なかなか被害が軽減をするに至っておりません。

特に農作物には、まだ、毎年、大きな被害を及ぼしております。

県森林動物研究センターと、毎年、町内143の農会を対象に行っております鳥獣害アンケートによりますと3割近くの農会が、鹿・イノシシによる被害程度が大きい、また、深刻であるというふうに回答をされております。

また、農業共済の共済金を見ましても、ここ数年は、獣害によるものが200万円程度にまで昇っております。共済制度では、加入対象が水稲、大豆、麦に限られていることと、3割以上の被害についてしか支払われないということから、野菜などを加えた実際の農作物への被害額はそれ以上のものになるというふうに認識をいたしております。

これらの被害防止対策として、各自治会や農会においては、ワイヤーメッシュ柵や電気

柵を設置をされて防いでおられます。町ではこの対策に当たり、野生動物防護柵設置費補助金として、材料費の 85 パーセント、トタン、のり網については 50%を交付する補助制度を実施いたしておりますが、年々、その要望が増えており、過去 3 年間の実績では、平成 29 年度では 8 か所、総延長 4,541 メートル、補助額が 359 万円余り。次の平成 30 年度では 17 か所、総延長 6,268 メートル、補助額が 604 万円余り。令和元年度では 12 か所、総延長 8,111 メートル、補助額 625 万円余りという状況で、令和 2 年度におきましては、さらに増加をし、19 か所に及び、総延長は 1 万 5,484 メートル、補助額は 742 万円余りの見込みとなっております。

ワイヤーメッシュ柵と電気柵の要望は半々で、それぞれが一長一短があり、これを設置すれば完全に獣害を防ぎ切れるというものではありません。さらに、個人でも別途の防護柵を設けられているという状況にあります。

設置、補助の要望は、このように増えるばかりであります。防護柵の設置だけでは抜本的な解決策には至らず、鹿・イノシシの全体の個体数を減らさなければ、被害は減少しないとは明らかでございます。

このため、猟友会さんには捕獲活動に取り組んでいただき、狩猟と有害駆除を合わせて、鹿は毎年、現在では約 2,500 頭、イノシシは約 500 頭近くを捕獲駆除していただいております。

しかしながら、これだけの数を、そのように捕っても、被害はなかなか減らないというのが現状であります。

今後の鳥獣被害対策につきましては、地区によっては、「防護柵や電気柵が、設置後 10 年以上を経過して、老朽化のため被害防止力が低下をしてきているために、これを更新したい」との新たな補助要望も増加してきておりますので、補助対象とする設置区画の内容について、新たに、また、検討を進めていきたいというふうに考えております。

また、被害が特に大きい地区におきましては、耕作地近くでの箱わな等による捕獲活動の実施にも取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、ただし、この活動につきましては、猟友会との連携が非常に重要となってまいりますので、より効果的な事業が推進できるよう、それぞれの関係者と検討をしていきたいというふうに考えております。

次に、3 点目の農業の担い手支援に対する課題と対策についてでございますが、認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等の担い手農家の皆様には、地元集落での営農のみならず、現在では他の集落においても経営農地を広げられているケースも増加してきており、特に土地利用型農業である水稻や大豆などの基幹作物を中心に生産をされている担い手の皆様には、各集落の中心となる経営体として、町の農業生産、農地の保全管理など、その役割は大きいものになっております。

町全体で高齢化が進む中、耕作放棄地の発生の防止や解消、農業生産の維持を図るため、町では、担い手への農地の集積・集約に取り組み、様々な事業を展開しておりますが、まず町独自の支援策といたしましては、農業の担い手確保補助金であります水田農業担い手育成奨励補助金がございます。この制度は、農地の流動化を進め、優良農地の保全と、農業の担い手の育成を図るために設けている制度でありまして、交付対象農地は、農用地区域内にあり、5 年以上の利用権設定された水田で、水稻や大豆などの農作物が栽培されていることが条件となります。また、交付対象者は、町内在住で、1 ヘクタール以上で自ら農作物の栽培をされている方となっております。交付額は、一般の農業者の方は、10 アール（1 反）当たり 7,000 円でございますが、大規模経営農家を育成するために、認定農業者には 1 万円の交付とさせていただきます。

令和 2 年度のその実績額が 3,210 万円余り。認定農業者 31 名、圃場面積は 2 万 6,820.3 アールで、補助額といたしましては 2,680 万円余りであり、一般農業者 87 名、また、圃場

面積が 7,633 アール、補助額は 530 万円余りというふうになっております。

令和元年度におきましては、実績額が全体で 3,007 万円余りで、認定農業者 27 名、一般が 73 名となっております。年々、大規模農家への集約が進んできており、令和 3 年度については、認定農業者は、離農と新規認定により 29 名、また、団体ですね、一般は同等数を見込んでおりました。面積も同規模と予定をされていることから、令和 3 年度の予算額といたしましては、令和 2 年度と同額の 3,255 万円を計上させていただいております。

また、担い手農家の機械導入の際には、産地パワーアップ事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金といった国の補助事業を活用した導入費用の支援を行っております。

集落や地区単位で、担い手農家に農地を集積・集約し農地保全を図ろうとする人・農地プランの策定は、現在町内で 30 地区に及んでおり、集落への説明会などを通じて同プランの策定を推進をしているところでございます。この人・農地プランは、13 地区が実質化されておりました。今後さらなる農家の高齢化が予想される中、同プランの重要性と担い手農家にかかる役割は一層大きくなるものと予想をされます。

実質化に至っていない地区では、当面個々の経営が続けられていると理由もございしますが、多くの地区では、これまで中心として取り組まれてきた農家さん自体の高齢化や離農と、次の担い手の不在が、大きな課題となっております。

このような新たな後継者への支援策といたしましては、農事組合法人の櫛田南のように、地区での法人化や、数人のグループによる法人の設立の例が、今、出てきており、個人から経営強化のため法人化への移行も始まっております。これらの法人化を図る農業者さんには、法人化促進総合対策補助金を活用して、法人設立準備への支援や、大型機械やスマート農業機械の導入費用の支援も行っております。

経営の継承、いわゆる親元就農を含め、就農意欲のある新規就農者さんへの支援策といたしましては、経営基盤の確立までのスタートアップを支援するため、農業次世代人材投資事業補助金を活用した資金の交付や、営農のサポート計画を策定し、農業改良普及センターと連携をしながらフォローアップを行っております。

農業生産の中心的役割を果たす担い手農家さんを引き続き支援しますとともに、新たな担い手となる新規就農者の掘り起こしを行い、担い手農家さんの維持、また、育成を支援してまいりたいというふうに考えております。

もう 1 つの課題といたしましては、農地の集積では、ほ場整備された平坦な優良農地は、ある程度、円滑に進んでおりますが、高低差があり狭小な中山間の圃場では、営農には条件不利であり、また、それぞれの拠点からの距離的な理由から、貸し手の要望が多くありますが、引き受け手が、なかなか決まらないという状況も発生をしております。

これらの農地につきましては、水路の泥上げや農道の草刈りなどの農地保全の共同活動や、農業用施設の改修などの経費に使用できる多面的機能支払交付金や中山間直接支払交付金を活用していただき、集落全体で農業生産や、農地の保全管理に努めていただいているところでございます。

特に、佐用町水土里会で、広域的に、その事業事務を取りまとめを行っていることにつきましては、近隣市町からの問い合わせも非常に多く、実際、農家それぞれへの負担の緩和にもなっているというふうに、評価をいただいております。こうした地域全体で、農地だけではなく、農村環境を含めた地域の維持管理に取り組んでいただきたいというふうに考えており、この水土里会に加入をいただくよう推進をしているところであります。

最後に、4 点目の地域要望の取扱いと、対応方針でのご質問にお答えさせていただきます。

特に、国県道や河川等県所管に当たるものを含めた、そうした地域要望についての対応の状況について、お答えをさせていただきます。

まず、道路や河川などの施設によって、管理者が兵庫県や佐用町に分かれており、その管理者が必要な維持管理を行っているわけでありますが、地元の方からは、その管理者が県か町なのか判断がしにくいという場合もある状況でございます。

佐用町管内における光都土木事務所が管理する施設につきましては、道路では、国道や県道、河川では、千種川、佐用川等の2級河川、防災施設としては、砂防堰堤等となっております。県において必要な工事の施工や維持管理を実施をいただいているところでございます。

このようなことから、地域の方からは、町建設課に、県管理の施設も含めて要望書をいただくものが多くございますが、直接、県光都土木事務所へ要望される場合もあります。

地域から町にいただいた、県所管の施設への、そうした要望書につきましては、一旦町で受理した後、光都土木事務所の担当課へ要望書の写しを添付して上申をしております。その後、県において現地確認をしながら対応を決定し、緊急性の高いものから順次対応をいただいているところでございます。

また、町が管理しております町道や普通河川等への要望につきましては、管理者であります町において、担当者が現地を確認し、緊急性、必要性を判断をし、その対応を決定している状況でございます。

町におきましては、道路の安心安全な通行や、被害の未然防止の観点からも、引き続き、施設管理者として、責任を果たしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、ご質問に対するこの場での答弁を終わらせていただきます。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君）                      小林議員。

5番（小林裕和君）                      丁寧なご答弁をいただきました。ありがとうございます。

昨日の町長の令和3年度の施政方針の内容、また、先日、全員協議会の時に配付された第4次佐用町行政改革大綱、そして、今、質問に答弁をいただいた内容によって、各施策等の見直し状況、取り組むべき課題、施策事業を取捨選択して事務の効率化等、中長期的な行財政基盤の確立を目指して、対策が進められることを確認できました。

令和3年度の予算においても人口減少社会と高齢化の中にあっても、社会保障、福祉の充実、子育ての支援施策、教育施設の確立、産業の振興、商工観光分野への投資等々、また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい生活様式への対応によって、デジタル化を推進し、社会情勢の変化に即した行政のあり方にも、令和3年度予算を計上され、推進されていくことが理解できましたので、このことに対して、あえて再質問はどうかというふうに思いますが、今までの取り組みの成果を生かし、町民と行政の役割分担をしながら、地域の個性を生かした創意工夫のまちづくりを、さらに推し進めるということなので、コロナ禍の中で、昨年1年間のコロナの中で、地域行事、地域の事業、地域のイベント等、数多くは中止を余儀なくされてきました。地域では、再開するにも、地域で、まず最初十分な話し合いをしなければなりませんけども、その話し合いが十分できるかどうかの不安があるのではないかなというふうに思います。

そこを調整、後押ししていくのも行政の役割だと思います。

再開につながる支援とか、指導、助言ができる人的支援を、再開に向けて強く推し進めるべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

地域と行政職員とのつながりを深めるチャンスだと思いますが、どう思われますか。

[町長 挙手]

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 特に、この町の合併以降のまちづくりにおいて、こうして人口が減り、過疎化していく地域において、改めて、この地域の絆、地域コミュニティを、しっかりと構築していかなきゃいけないと、そういう思いで、地域づくり協議会を、ああして設立したり、地域の活動、いろいろと町としても支援をし、また、それに必要な経費においても、地域包括支援金として交付をしながら、地域の皆さんも、本当に地域が集まって、できるだけ意見交換し、地域の課題をみんなで考えていただく、こういう取り組みを進めてきたわけであります。

特に、一昨年から、そういう合併後 10 年たって、その取り組みの振り返りをして、さらに、そうした地域づくりに取り組もうという矢先に、こうして新型コロナウイルスという感染予防、全くある意味では真逆の密になっては駄目だ。そういう活動すること自体が非常に不安であり難しいと。そういうものに対する制約というものがかかってきてしまって、その対策として、そうしたテレワーク、デジタル化とか、会議なんかでも web 会議にするとか、在宅だとか、いろいろと、機器を使った中で、いろいろな行政を進めていくような方向になって、今現在、そうせざるを得ないような状況になっているわけですけども、やはり、私は、当然、この新型コロナウイルスが、ある程度、ワクチンもこれから接種が始まり、その効果が十分出て、また、この新型コロナウイルスそのものが、一応、普通のこれまでのインフルエンザと同じような感染症としての取り扱いになってくれば、そうした見直し、今まで進めてきたまちづくりに改めて戻ると言いますか、また、取り組む必要があるのではないかと。

なかなかすぐに、今の状況が改善されないと、今の状況の中で、そういう取り組みを、今、してくださいと、町が幾ら支援しても、心配をされる。集落の中でも皆さん、集落総会だけでも、なかなかできないというような状況でありますので、それは無理ですけども、多分、あと半年かかるのか、まだ、1 年かかるのか分かりませんが、いつまでも、こういう状態ではないと思います。

だから、そうなった時に、やはり地域のこうした皆さんが、やはり一緒に地域を皆で、これまでどおり支えて、維持していくために、みんなが協力していただく活動というものを、改めて取り組んでいただかなければならないし、また、町としても、そうした支援をしていきたいと考えております。

昨年も、そうした新型コロナ防止に、非常に注意を払いながらも、地域づくり協議会の見直しと、それぞれ感染防止に配慮しながら、実際に進めてきておりますし、その中からは、そうした前向きな意見も、いっぱいいただいております。

だから、当然、今、小林議員が考えておられるように、私も同じように、これから、ますます確実に人口は減っていくことを前提とした中で、今後の地域のあり方というものを、改めて、地域の皆さん方の協力、みんなの、これまでの絆で乗り切っていくという、そういう方向を打ち出していきたいというふうに思っております。

[小林君 挙手]

議長（石堂 基君） 小林議員。

5 番（小林裕和君） 地域が、今、町長がご答弁されたように、いつからという、まだ、は

つきり期間と言いますか、決まった時期は分かりません。これが収束に向かって、安定した社会生活できるようになれば、また、地域のいろいろな活動が活発化してくると思うんですけども、それを後押しする、そういう支援という人的な支援ですけども、そういうのの支援を行政が、今から少し強く推し進めていく必要があるかと思えます。

しかし、幾ら役場の職員が人的支援に入っても、やっぱり地域が、肝心な地域が、リーダーが、カチッと後継者等もできて進めていかなければ、幾ら行政が支援しても何もできません。

その地域リーダーも全体的に高齢化、今の現状の地域リーダーは高齢化しておるんです、若い人でも結構、いろいろ活動している方もいらっしゃいます。

そういう方を、これから育成することによって、地域を支えていくということが重要ではないかなというふうに思えます。

それで、この大綱の中身の人材育成のところを見れば、項目のところで、項目では、役場の職員の人材育成という形で力が入っている、明記の仕方になっておるわけですけども、純然たるそれだけではないと。含みの中には、文言の含みの中には、それだけではないと思うんですけども、そういう地域リーダーになるべく、なり得る人たちが、今は、先ほど出ましたオンラインでの、いろんな、そういう研修とか、そういうのもあるかと思えますし、各所で地域づくりに、いろんな分野でも違いますけども、地域づくりで活動している人たちの話が聞ける研修会とか、そういうことも多々あります。そういう情報を行政のほうから流して、地域の方で、地域づくり協議会で人選するのかどうかは、また、地域で聞いてみなければ分かりませんが、そういう人たちが、そういう研修に参加して、自分たちが次、我々の地域を守っていくんだというような思いのある方に、そういう研修会等に参加したいという思いがあれば、甘く言えば、その参加する、せめて旅費ぐらいとか、それが駄目なら、参加費とか、そういうことの支援というものは、これから必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした制度を細かくつくっていくと、なかなか使いにくいという、なかなか実際に、それを活用してということになると、受けるほうも、また、やりにくいところが出てくると思います。

そのために地域づくり協議会、来年度からは、そこの地域づくり協議会でお世話いただくセンター長をはじめ、また、それを補佐する人、そうした人材、その人たちにおいても、そうした費用を、いわゆる需用費、人件費、柔軟に使っていただけるような制度に変えようということで、今、センター長たちとも検討しております。

やはり、当然、いろんな人の話を聞いたり、地域を見たりしての研修も必要なんですけれども、ただ、一方では、そこに関わって、その人たちが主体的に、そうした地域づくり協議会の運営を実践をしながら考えていただくと、いろんな勉強をしていただくということが、私は大事ではないかなというふうに思っておりますので、なかなか、そうした地域の中で、こうした、そうした地域づくり協議会の運営に主体的に、お世話いただく人というのは、それ自体が、なかなかないというのも悩むところですけども、しかし、今、私が報告を受けている中では、そうした取り組みを考えようという、前向きな意見も出ておりますし、それから、今年度、行ってきた地域づくり協議会の振り返り、また、検討においても外部のアドバイザーや講師の方を招いて入っていただいて、直接、そうした取り組み

と一緒に考えていきながら勉強していただくということも続けてきておりますし、令和3年度も地域づくり協議会の幾つか、また、改めて、そこも見直しに入るといった計画もさせていただいておりますので、そうした、いろんな地域の課題と一緒に考え、ますます人口も減っていく中で、将来を展望しながら、自分たちの地域を守っていくと言いますか、維持していく、それは、いろんな課題があるんですけども、そう考えていくのが、これは地域づくり協議会の一番の目的ではないかと思っておりますので、そうした必要な経費、十分ではないかもしれませんが、町としては、これからは、その活動経費について、細かく分けてじゃなくって、地域の中で、ある程度柔軟に使っていただけるような、包括交付金という形で、予算を交付していきたいと、そういうふう考えております。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君）                      小林議員。

5番（小林裕和君）                      地域で考えていく。何を目標にして考えていくかというのは、地域で、いろいろ話し合っ、地域づくり協議会で話し合っ前へ進めていかれる。町長、そういう研修会とか、だけじゃなしに、ほかのところの経費についても、全体で考えて合意ができれば、柔軟にやっければいいと。目的は1つなんですから、そういう柔軟に考えて行けるような包括的なことを話し合っている、考えているということなので、そういう研修会とか、いろんな情報があれば、どんどん地域づくり協議会のほうに流して行って、情報を出して、そして、それが地域づくり協議会で、これは自分たちの活動に資することだと判断すれば、そういうところに積極的に参加をしていただくということで、呼びかけていただきたいというふうに思います。

予算の細かいことは、今度、予算特別委員会がありますので、その時に、全議員の皆さんが、いろいろとご質問されると思いますので、この1つ目の質問は、これで打ち切ります。

2つ目の獣害対策についてですけれども、これも丁寧なご答弁をいただきました。

担い手と共通もしておることもありますが、農作物獣害被害対策や担い手支援に対する課題と対策については、ご答弁いただいたとおりの認識を持っています。

獣害対策には、特に、鹿、イノシシの被害は以前から大きく深刻であると思っています。

県は、農業共済被害等からの被害額を推計して、この間、何か、ちょっと資料を見た時には、農政環境部においては、農林業被害は、ここ10年で半減したいというふうな認識を持っているようです。共済については、3割以上の被害であって、3割の被害が出れば、実質、3割と言いましたら、通常基盤整備したような、ここの平均の田んぼ3反であれば、ほぼ1反近く以上の被害が出なければ対象にならない。

意欲を持っている農家がそれを見れば、意気消沈する状態に映ってしまいます。気持ちが萎えてしまうということ、削がれてしまうことがあります。

対策としては、個体数を減らすことが一番ですが、その方法としては、猟友会等に捕獲活動を依頼していますが、ご存じのとおり、猟友会の高齢化とともに、人数の減少傾向があつて、後は、本当に農家自身が防護柵等で防御するしかない。基本は、それなのかなというふうに思えるようになりました。

答弁でもあつたように、長年設置してきた防護柵も経年劣化によって、改善要望も増えているというふうに聞きます。

以前、ワイヤーメッシュじゃなしに、金網柵しておるところもあるんですけども、それもなかなか管理ができなくなって、それも経年劣化をしているというところも見受けら

れます。

それで、今一度、被害を軽減するために、地区によっては、地形的な違いもあって、集落内の防護柵の設置のあり方、維持管理等を、今、県のほうでは、支援サポーターというような事業もあるそうですが、これがいいかどうか、僕もまだ、判断ができませんけれども、そういう維持管理等の専門家の意見も聞きながら、見直しをかけていく、全体的な見直しをかけていく必要があるのではないかなど、これは、そういうことを少しでも被害が少なくなれば、担い手の育成にもつながってくる話なんですけれども、答弁の中で、そういうことも考えているという答弁だったんですが、再度、もう一度、聞かせていただきたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 毎年、佐用町だけではなくって、県下被害がいくところ、この鹿やイノシシを中心に捕獲駆除を、本当に多額のお金をかけてやってきております。

県もその実態について、野生動物のセンターでいろいろと調査をしているわけです。そういう中で、県内に生息している鹿やイノシシの頭数、これ実際に、目撃情報とか、いろいろなもの、それを数値化して減ってきているというふうには評価をしておりますし、その被害についても、先ほど、小林議員言われるように、かなり半減したという評価をしているんですね。

私は、そういう会議に出席した時に、本当に現地を知らない人が駄目だと。特に被害については、被害額で見ているわけであって、もうそうした被害が出るようなところについては、なかなか耕作放棄してしまってきているということと、それから、先ほどのように、共済なんかについては、もうほとんど被害届を出せない。3割以上ということになっていますしね、それも品目も限られている。

こういうところで評価してもらっては困ると。もっと、やっぱり現場を見てくださいということを、必ず強く言っているわけです。

当然、一番現地に、地域にいる人が一番よく分かっているわけで、確かに、地域によっては、以前と比べれば、かなり被害が少なくなっている地域もありますし、やはり移動しますから、まだまだ、被害がなかったところへ、また、被害が出ているところもあります。

ですから、実態としては、安心して農業ができる。それは、どの程度かということになりますけれども、まず、防護柵をある程度しての現状ですから、防護柵がなければ、全く農業なんか、今、できないというのが、この中山間地、この西播磨も含めて、兵庫県下の状況なんですね。

これは、これが正常ではないわけです。以前こんなことはなかった。

確かに、獣害というのは、以前からありましたけれども、鹿にしても滅多に鹿を見ることも、私らが子供の頃はなかったし、そんなに集落を囲むような防護柵をしなければ作物がつかれないというようなことはなかったわけです。

ですから、なかなか、そのような50年、60年前に戻すというようなのは、簡単には、すぐできませんけれども、防護柵をすれば、何とかそうした、そんなに心配せずに農業が続けられるような状態まではしなきゃ、早急にしなければならぬし、ただ、防護柵についても、先ほど、お話しましたように、もう設置をしてから、古いところでは、もう20年ぐらいになるんだと思います。

当時、県もこれをすれば、絶対被害なんかなくなると、集落を囲んで、もう被害が完全

になくなるというふうに言って、知事もそういう話をされたことがあるんですね。

だから、実際は、そう簡単にはいかないし、これも管理をしないと、防護柵もくさらない、ああしてメッシュであり、ワイヤーメッシュ、そういう防護柵であっても、どうしても飛び越えますし、草で、つるで引き倒されてきたり、管理ができていないところもいっぱいあります。

今、集落からも、改めて、範囲もある程度小さくして、区域を縮小してでも、もう一度、防護柵を設置をかなりしないと、なかなか個人だけではできないという相談もあります。

ただ、これまで、この防護柵してきたんに、全部合わせると何億というお金をかけています。だから、いっぺんにこれも、事業をやろうとすれば、新たに、そういう制度をつくらないと、地元、地域だけでは、材料費の、今、85%を、町が、こうして負担をさせていただいていますけれども、それでも年間何千万円というお金が、予算が必要になっているわけで、これをもっと大体的に、全部またやり直すということになると、こんなものでは済まない、一桁以上の上の予算が必要になってきます。

そのへん、十分に私たちも事象としては、常に、そういう話も聞いて、現地も見て、現場もそういう実態を、私たちは把握しているわけでありますから、問題意識は、十分同じように持っております。

ですから、県に対しましても、町だけで、なかなか対応できないし、佐用町だけがやっても、なかなかこれも難しいわけです。

やっぱり、動物は移動しますし、県全体、これは国全体の大きな問題でありますので、しっかりと、そういう国に対しても、県に対しても要望をしていきたいと、そういうふうに思っております。

[小林君 挙手]

議長（石堂 基君）                      小林議員。

5番（小林裕和君）                      今、町長が答弁されたように、20年前、金網とか、そういうのをやって、当時、集落を囲もうとすれば、延長が長くなる。その当時は、まだ、補助事業がありましたので、それでやった集落が結構あります。延長が長くなると、地元の負担が大きいので、山をちょっとショートカットしたりして、そうやったところなんですけれども、その時は自分たちが大年寄りになるというのは想像もせずには止めなあかんということで、一生懸命やって、結果的に集落で、その維持管理ができなくなっているところ、そこまでもたどり着けないところも結構あります。

それを、地域の集落の近くで、それを短くつないだら、そういう形で防護ができないかなという話も結構あります。

そういうこともありますので、まあまあ、国、県の補助がすぐに復活してくれと言っても、なかなかできんと思いますけど、そういう要望もしていただきながら、町の防護柵の設置の状況等も、これから、そういう形で見直せるところは見直していただいで、それで、経費も大変多額の経費がかかることですから、これも計画的にやってつないでいただいたらなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

担い手の関係で、地区及び集落内の優良農地を維持していくため、これは防護柵とも関係あるんですけれども、地域でも優良な農地は自分たちが、この農地だけは、きちっと守るんだよということも決めなくてはならないと思うんですけれども、集落合意のもと、答弁にありましたが、支援策に取り組んでいただいています。

集落内も、しっかり、担い手も高齢化になり、対策で本当に頭を悩ましている地域、集

落が出てこようとしています。この担い手が高齢化になっておるから、これを何とか新たな担い手を掘り起こそうというのも、喫緊な課題でもあるんですけども、新たな担い手となる就農者の掘り起こしという言葉が出ましたけども、掘り起こしや担い手農家の維持育成には、いろんな補助事業を組み合わせ、総合的にやるというふうに受け止めたんですけども、どんな支援が考えられるのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） お答えいたします。

ただ今、掘り起こしについてという支援の中で、本当に国の事業等、いろいろとございますし、また、町としましても、先ほど、町長から発言させていただきましたように、担い手の奨励金といった形で、本当に営農意欲というのか、そういうものを高揚させると言いますか、拡大したいなというふうな形の奨励金の制度を創設させていただいているわけでございます。

特に、新しい、本当に農業に興味を持っていただくというのが、まず1つ。そういった中では、今回、令和3年度から始まる農の匠が1つの事業として、これは、例えば、そういう農業に興味を持っていただくといった形で、やはり、例えば、自分の集落の農地を、やっぱり守っていこうというふうな気持ちを、若い人たちなり、また、定年された方が、そういった形で、もう一度農業に帰農していただくというふうな、そういった高揚いうんですか、そういう意欲を持っていただくというふうな形で補助していきたいと考えております。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5番（小林裕和君） 農業に興味を持つと言ったら、なかなか私らの年代でも「うーん」と思うんですけども、しかし、そんなこと言っていたら、地域の農業、農地は守っていきませんし、守れないということは、自分たちの住んでいる農村環境も守っていけないということになりますので、そこはあえて、踏ん張って、そういうことを、前向きに考えていきたいと思えますし、町内の皆さんにも考えていただきたいというふう思うんですけども、そういう、すぐには、やっぱり集落での結構話し合いが重要になってきますので、そういう話し合いに、もし担当、農林振興課をはじめ、農林事務所とか、そういうところとの話が聞きたいということになれば、積極的に地域へ、大変でしょうけれども、地域へ出向いていくというような形でお願いしたいと思うんですが、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 地域で、今まで、担い手、また、専業農家として何とか頑張っていた人が高齢化によって、なかなか、その事業を続けられないとか、これは、もうしょうがない。やっぱり時代、年が、皆さん、それぞれ取っていけば、また、新たな継承者、担

い手、その後を継ぐ人をつくっていかなきゃいけないわけですけども、ただ、まずは、そういう話し合いを、今して、地域で一緒に、地域の課題として、みんな同じ、自分の我が事、意識として一人一人の集落内の皆さんが持っていただくということを、今、まず第一に考えなきゃいけないだろうというふうに、小林議員が言われていると思うんですけども、そのために、今は、集落見ている、実際に農地は保有している、農業していない人のほうが逆に多いと思うんですね。

それは、皆さん、この農地の集積、奨励金なんかを使って、専業農家や大型農家で実際は預けて農業をしていらっしゃる。

ただ、地域に皆さん、一緒に住んでいるわけですから、だから、そのために、その農地も含めた、その集落の農村環境を、これを維持していくということが、まず最初に必要だと思う。

それが、今回、佐用町として、みんな組織をつくって、水土里会という形で中山間地域の直接支払、多面的機能、農地水の多面的機能、こういうものを維持していく。これの活動を推進をしているというところです。

それが、まだ、全集落が、農地のない地域もありますけども、でも、まだ、必要なところも加入されていないところ、そういうところに対しても、その推進を図っていくということで、取り組んでおります。それを地域で、皆さん方に、こういう事業であり、こういう取り組みをしてほしいという推進ですよ。これは、やはり農林振興課も、そして、今、担当2人でやっているわけですけども、水土里会のほうでも、そうした会員を増やしていくための取り組みをしておりますので、それも含めて、町が、職員が、やはり地域から、いろんな相談をいただく場合は当然ですけども、やはり、いろんな機会を捉えて、こうした将来の地域の維持のあり方というもの、その制度というのは、こういう制度で、こういうものを活用してくださいということの、やはりPRは職員が推進はしていかなきゃいけないというふうに思っております。

それと、担い手が、確かに少なくなっていくんですけども、そうは言っても、昨年も地域で、個人的にも自分たちで農業法人を設立して、まず、自分の土地も含めて、また、地域から土地も預かって、法人化の中で農地を維持していこうという取り組みも、実際に三河のほうでも生まれましたし、それから、佐用のほうでも、会社勤めを早期で、ちょっと早く辞めて、自分の農地も含めた中で、まず、そうした農業法人をつくって取り組もうという、そういう方も実際に生まれております。

ですから、そういう人たちへ対しての、私たちは支援も、当然、今後はしていかなきゃいけませんし、ただ、農業だけで、じゃあ、今、その生活ができる、収入が得られるかということ、なかなか難しい。国も半農半Xということも、また、改めて言っているわけですけども、農業のほかに、ある程度、そうした別の仕事を持ちながら農業に関わっていただくという形も、これも必要かというふうに思います。

そうした支援の、いろんな大型機械とか、農業用には、今、機械化しないと、農業ができませんから、そうしたことに対しての、農業機械の導入するための助成制度というものも、当然ありますし、それをできるだけ使っていただけるように、こういう点においても、それぞれの担当課は十分研究して、その支援をしていくと、そういう役割を、町としては果たしていきたいというふうに思っております。

[小林君 挙手]

議長（石堂 基君）

小林議員。

5 番（小林裕和君）                    ありがとうございます。

担い手支援で、今、話をしているのと、ちょっと変わって、コロナ禍で、今年、昨年度末から米価が下がって、その担い手、いわゆる大型農家等の支援ができないだろうかというふうに話をしたいんですけども、僕、1つ、昨年、農業共済が変わりました。それで、1反以上だったら、共済は強制加入だったんです。今はもう、加入するかどうかは任意になっています。

それで、1つ制度ができて、収入保険いう制度ができています。それで、これは条件があって、青色申告とか、そういうようなんすればなんですけども、収入保険で、コロナで米価が下がって収入減になると、何か補填ができるのかどうかというのを調べたら、補填はできるよという結果は聞いたんですけども、ほんならコロナで収入が下がっても、別のその支援をせんでも、それに入っておけば支援ができるというふうに聞いたんですけども、結果、聞いてみると、これがなかなか、加入されていない。

町で、昨年、制度ができて入られたのが2件。それで、それ以後、2件増えて4件ぐらいというので、その、この収入保険で、何かそういう補填みたいなできるのかなと思ったんですけど、なかなか、それが現実的には追いついてこない。だから、その収入保険のPRができなかったのかどうかというのもあるんですけども、制度が初めてできたことだから、そういう加入促進ができなかったというのがあるんですけども、そういうのも含めて、担い手が米価が下がって収入が下がっている。誰もが下がった。米価が下がったから収入が落ちた、落ちたという話を聞くんですけども、そういうのを、下がった分、全額補償するというのは、これは到底無理ですし、どのへんで線引きするのかいうのも、なかなか難しい話なんですけれども、何か、そういうところを、支援的なものを考えることができないのかどうかというのを、ちょっとお伺いしたい。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君）                    庵途町長。

町長（庵途典章君）                    農業というのは、そうした毎年、ほとんどの場合が1回切りの生産、水稲なんか、大豆なんかにすれば、それによって、いかに収益を上げていくか。それには、気象状況、その時のいろんな条件によって、非常に豊作の年もあっても、逆に大きな被害で、全く、作物がとれないと、これは非常に厳しい、なかなか、人間の力とか計画だけでは安定した事業が難しい産業だと、これは昔から、そういうことなんです。

ですから、そのために、これから、計画的に、大型農家として自立して行って、それを維持していくためには、国としても、これまでのような毎年の補償という形ではなくて、その収入を保障するというので、安定化を図るという1つの計画の基に、収入保険というものが導入されて、昨年、令和元年から収入保険ができたわけです。

ただ、PRも十分できていない点もあるかもしれませんが、県下でも、まだまだ、それに加入されている人が少ない。それは、やはり1つは保険ですから、当然、保険料、それなりの保険料というのが必要になります。これは、かなり農業共済と同じですから公的な負担もされているわけですけども、ほかの一般の保険と比べれば安いんですけども、それでも、かなりの保険料がかかります。

それと、保険給付に受ける条件として、やっぱり減収額がどれぐらいあったら、それが補填を受けられるとか、また、100%の補填は受けられません。

そういうことで、なかなか、これに加入、皆さんがするに当たっては、当然、毎年の、ずっと青色申告をしたり、経理を、ちゃんとしていないと駄目なんですけれども、ただ、徐々

に、そうした会社経営的に農業をされている方においては、やはりこういう不安定な自然災害、十分想定される中での農業を続けていく上での収入保険というものに対する理解もできてきて、徐々には増えてきております。

今回のコロナによる米価のある程度下がってきた、米価だけじゃなくて、農産物というものが下がったと、価格が下がったという点については、そんなに半値になったとか、そういうものではありませんので、だから、そのあたり、例えば、入っておられる方でも、これが保険の対象になるというのは、今回は難しいのではないかなと思います。

議長（石堂 基君）                   ここで私のほうから皆さんにお願いがあります。

  用便のため、議事のほうを副議長に交替したいのですが、ただ今、副議長が質問中でありますので、交替をせず、休憩を取らず、しばらくの間、このままお待ちいただくように、お願いをしたいと思います。

  なお、テレビ放送中でありますので、静粛にてしばらくお待ちいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

〔議長用便のため待機〕

議長（石堂 基君）                   大変失礼をいたしました。再開をいたします。

  小林議員。

5 番（小林裕和君）                   すみません。もう最後にさせていただきます。

  県への要望とか、ここ2、3年ですけど、その要望件数、分かれば、分かればで結構です。教えていただければありがたいんですけど。要望の件数。

〔建設課長 挙手〕

議長（石堂 基君）                   建設課長。

建設課長（重崎勇人君）           はい、お答えをいたします。

  町のほうから光都土木事務所のほうへ上申をいたしました件数でございますが、平成29年度から先月、令和3年の2月までの約4年間で、約150件の上申をいたしております。以上です。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君）                   小林議員。

5 番（小林裕和君）                   150件、これが多いのか少ないのかというのは、ちょっと比べるものがないので、ゼロだったら、やっぱり、きちっと管理ができて住民生活に支障がないので、それは一番いいことですけど、そういうことはありませんので、さっき言いました150件が多いのか少ないのか分かりませんが。

  これを県に上申した、それで県が費用対効果、昨日の金谷議員の質問の中にありました費用対効果、いろんな交通量、それから、地域の状況、それとのいろいろ、それからもちろん予算ですけども、そういうのを勘案しながら実施をしていくかどうかというのを判断するんですけども、そのするかせんか、実施した判断で、要望を出した地元のほうでは、

待っていてできたら要望が通ったと分かりますし、できなかつたら、いつまででもほたがされるんかという気持ちになるんですけど、このへんの実施できるかどうかという県の判断と、それから、実施するのであれば、いつぐらいになるのかというのは、随時、県から建設課のほうに報告が入って、それを地元へ伝えるということはできるんでしょうかね。

全て、今までしてある箇所もあれば、してない箇所もあると思うんですけども、その状況というのはどんなもんですかね。

〔建設課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 建設課長。

建設課長（重崎勇人君） 最近というか、現在、光都土木にいる職員に聞きましたところ、全てというわけではないと思いますが、まず要望の中で対応ができるもの、それから、対応ができないもの、いろんなケースがございます。小規模ですので、様子を見させてくださいとか、修繕の必要がないとか、そういったものもありますが、基本的には、町を介しますと、なかなか事情が説明しにくくなってきますので、直接、光都土木の担当から自治会長さんであったり、地域の代表の方、そういったところへ、できる、できないも含めまして回答をしているというふうには聞いております。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5 番（小林裕和君） 直接、町を介さないで土木事務所のほうから、地元へ、そういうふうに返答があると。それを、ぜひ、そういうやっぱり、できるか、できないか。できないんだったら、なぜできないかと、はっきり地元へ返していくということにしないと、地元はいつまでたってもしてへんがなという不満のほうがたまってきますので、そういうのを、きちっと返してあげてほしいなということで、そのへんを、また、土木のほうに申し伝えていただきたいというふうに思います。

それと、この地元要望ということで、ちょっと関連してあれするんですけども、県道下庄佐用線というのがあります。県道下庄佐用線は、昔から 51 年の災害の時から、水害の時から、その関連しておるところの部分は改良して工事をし直し、その後、大きなところでは、姫鳥道、平成 10 年のかかりぐらいですか、姫鳥道の時に工事用道路が通るということで、視距改良のような部分的なところは改良がされてきました。

しかし、全線、まだまだ、何か所か、そういう狭小部分というのがあります。

それから、車が来ても待つて交差して通過するという、そういう部分があります。

それで、今、ある程度、早く直してほしいというところは、結構、やっぱり経費がかかる場所が残っています。

そういうことで、地元からも要望が出たと思うんですけども、そのへん、土木のほうに、強く要望していただいて、下庄佐用線は幹線県道でありますので、今日も午前中、町長、金谷議員と、いろいろお話をされていましたが、議論されていましたが、そういう道路でありますので、早く改良実現のために、要望を強く申し入れてほしいなというふうに思います。

そのへんの今の状況が分かれば教えていただければ。

[町長 挙手]

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） まず、最初に、そうした地域からの皆さんが、自治会長からとなる場合が多いわけですが、県が管理している道路、また、町が管理している部分、そうしたことへの改良とか対策をしてくださいという要望、このへんについては、県については、先ほど課長が言いましたように、町が受けさせていただいて上申をするという形で対応しておりますけれども、私の報告して、聞いている分では、県もかなり、その件数、今、100 何十件という話だったね、4年ほどで、半分以上は、実際に対処させていただいているというふうに聞いております。

それから、県だけじゃなくて、町の管理している部分、町道とか、また、町が管理している河川の部分とか、そういうことでの要望も当然受けております。それについては、建設課なり農林振興課なりも要望があれば、必ず担当者が現地を確認をしておりますし、それにおいて、どう対応するか、できるかという返事も、当然、回答も担当課のほうで、しっかりと行うように、指示もして、担当課も、そういうふうにしていております。

ただ、1つ言えることは、やはり、その集落なり地域の自治会長さんなり農会長さん、いろいろと熱心に細かく見ていただける人と、また、それが、なかなか十分にできない地域も、当然あるわけです。なかなか地域を見回ったり、地域を見ていくということ自体が、役員そのものが、なかなかないというような時もありますから。

当然、県のところまでというのは、なかなか目が届きませんが、町が管理している部分については、建設課なりには、そういう要望があるなしに関わらず、それは、やっぱり担当者として、管理をしている立場として、必要なことは、当然、対処をする。修繕したり、また、改修したりということはするように、これは、強く職員には指示しております。

逆に、そういうきめ細かく、ずっと見ていただいているところについては、ほかのものと比べても、そこまでは、まだ、しなくても、まだ、大丈夫、安全は確保できているというような点については、地域としてはやってほしいという要望、例えば、舗装がひび割れが来ているとか、段差が少しあるとかというような、細かい改修要望も結構あるんですね。

でも、町道もこれだけ長い長いたくさんの町道があります。それ全部きれいに真っ新にするわけにはいかないの、他の地域と比較して、これなら、まだ、もう少し今のまま見てくださいと。安全面で問題なければ問題ありませんというような回答もするようにということで指示をしております。

それから、そういう地域からの要望ではなくて、町としての道路網なんかの整備、これは地域と一緒に、県にも要望もして、事業の推進を図っているわけですが、午前中の金谷議員のご質問にありました千種新宮線だけではなく、その江川を通っております下庄佐用線、これらも非常に幹線道路として重要な路線で、千種新宮線と同じように、まだまだ、改良工事が必要な箇所がたくさんあります。

これらも含めて、県の土木のほうには、当然、改良のこれから継続的に事業に取り組んでくださいということは、もう申し上げて、要望しておりますし、県としても、その解答においては、先ほど、いろんなところの路線があって、当然、県の予算としても、いっぺんに全部することは、なかなか難しい。そうした計画に則って、計画に入れて、できる限り効率的に、計画的に改良をしていきますという、当然、回答はいただいております。

ですから、要望を上げたから、すぐできるというふうに思ってもらっても、これは、なかなかすぐ対応はできません。

ただ、要望なしに、じゃあ放っておいたら、県が、じゃあ黙ってたら、必要だからってしてくれるかということになると、ほかいっぱいありますから、なかなかそうはいかない部分もあるので、できるだけ、そういう要望というなり、必要箇所について、県の担当者も、次々と、どうしたって変わってくるところもありますから、継続して、そうした事業に対しての要望を伝えていくということ、このことは重要だというふうに思っておりますので、その点、よくご理解いただきたいと思えます。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5 番（小林裕和君） はい、ありがとうございます。

いろいろとお話したら、特に、県道下庄佐用線についても、町全体の中の県道もたくさん、町長言われるようにありますので、そのへんのところも途切れずに、強く要望していただいて、早期に生活の利便、それから社会資本整備ができるようお願いをして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（石堂 基君） 小林裕和議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと4名の方の質問が残っておりますが、これで本日の日程を終了したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程を終了します。

次の本会議は、明日、4日、午前10時より再開します。

それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

---

午後03時24分 散会